



水環境管理等に関する最近の動向

令和7年9月9日
環境省 水・大気環境局
環境管理課 環境創造室
室長 森川 政人



1. 概要
2. 伊勢湾における全窒素及び全燐の環境基準の水域類型の見直し検討について
 - 2－1 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用
 - 2－2 伊勢湾における全窒素及び全燐の環境基準の水域類型の指定状況
 - 2－3 伊勢湾における全窒素及び全燐の環境基準の水域類型の指定の見直し
3. 第10次水質総量削減について

1. 概要

かつては死の海と言われたが…



環境基準の設定

水域類型の指定

水濁法の制定

総量規制の導入

排水基準の拡大

汚濁負荷は半分以下に



- しかし、水産資源はいまだ回復せず…
- 気候変動といった新たな課題も！

水環境保全対策のスキーム

目標：環境基本法に基づく環境基準の達成

＜公共用水域＞

水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護

生活環境の保全

＜地下水＞

地下水の水質汚濁に係る環境基準

※人の健康の保護のみ

水質汚濁防止法等に基づく対策

水質汚濁防止法に基づく規制

国、都道府県による水質常時監視（モニタリング）

工場・事業場への
全国一律の排水基準による排水規制

有害物質の
地下浸透規制

汚染された地下水の
浄化措置命令

生活排水対策の推進

閉鎖性海域における
汚濁負荷量の総量削減

国による放射性物質の
常時監視

事故時の措置

特定水域法令に基づく対策

湖沼水質保全特別措置法

瀬戸内海環境保全特別措置法

有明海・八代海等再生特別措置法

琵琶湖保全再生法

水循環、水に親しむ運動（名水百選、里海の創生等）

水環境に係る国際協力（バイ・マルチ）

公共用水域の環境基準項目（生活環境の保全）



- 水素イオン濃度（pH）
- 生物化学的酸素要求量（BOD）…河川
- 化学的酸素要求量（COD）…湖沼、海域
- 浮遊物質（SS）…河川、湖沼
- 溶存酸素量（DO）
- 大腸菌数
- N-ヘキサン抽出物（油分等）…海域
- 全窒素…湖沼、海域
- 全燐…湖沼、海域

水生生物保全環境基準

- **全亜鉛**
- **ノニルフェノール**
- **直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）**
- 底層溶存酸素量（底層DO）…湖沼、海域

公共用水域の環境基準項目（生活環境の保全）



水域の種類毎に適用される項目・基準値が異なる

【 河川 】

BOD、pH、SS、DO、大腸菌数
全亜鉛、ノニルフェノール、LAS

【 湖沼 】

COD、pH、SS、DO、大腸菌数
全窒素、全燐
全亜鉛、ノニルフェノール、LAS
底層溶存酸素量

【 海域 】

COD、pH、DO、大腸菌数
n-ヘキサン抽出物質（油分等）
全窒素、全燐
全亜鉛、ノニルフェノール、LAS
底層溶存酸素量

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イ オン濃 度(pH)	生物化 学的酸 素要求 量 (BOD)	浮遊物 質 量 (SS)	溶存酸 素 量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及 び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml 以下

（例）生活環境の保全に関する環境基準（河川）

公共用水域の環境基準項目（生活環境の保全）

琵琶湖などの他、**県域を跨ぐ水域**（利根川水系、淀川水系、東京湾、伊勢湾等）の**計47水域**を**国**が類型指定を行い、それ以外を都道府県が行う。

<河川>

類型 BOD 水域状況

AA	1	自然探勝、水道1級
A	2	通常の水道原水、水道2級
B	3	サケ・アユの水産、水道3級
C	5	コイ・フナの水産
D	8	農業用水
E	10	悪臭がしない

<海域>

類型 COD 水域状況

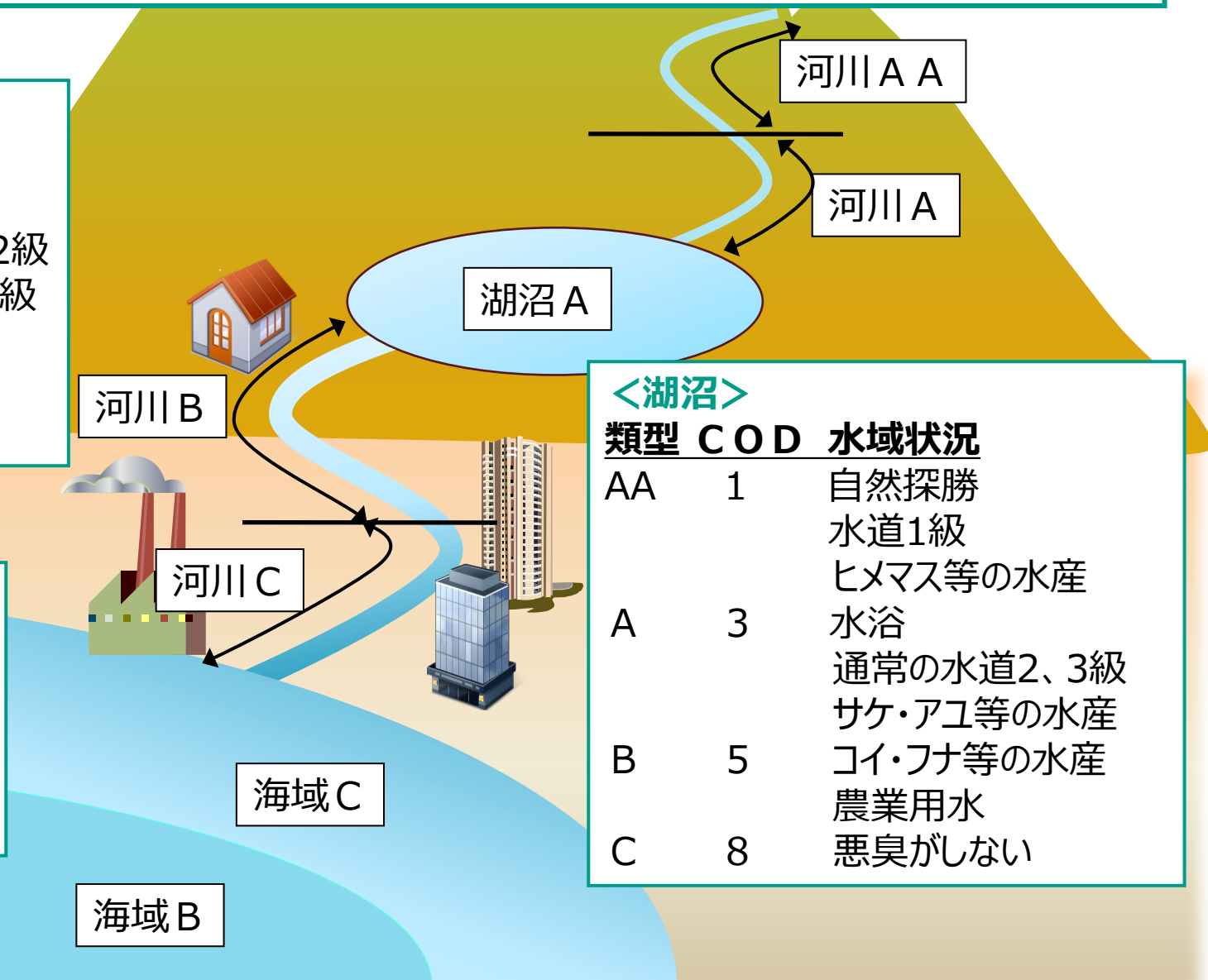
A	2	水浴、自然探勝 マダイ・ブリ等の水産
B	5	ボラ・ワ等の水産
C	8	悪臭がしない

<湖沼>

類型 COD 水域状況

AA	1	自然探勝 水道1級 ヒメマス等の水産
A	3	水浴 通常の水道2、3級 サケ・アユ等の水産
B	5	コイ・フナ等の水産 農業用水
C	8	悪臭がしない

※BOD、COD の単位はmg/L



水質環境基準の達成状況

(1) 人の健康保護に係る環境基準

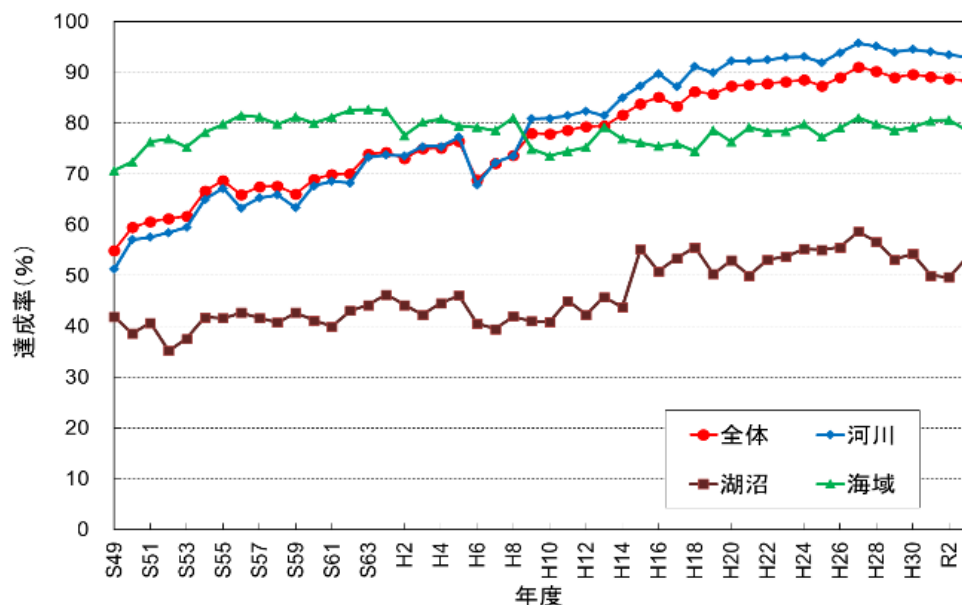
○ 公共用水域はほぼ全国的に環境基準を達成。地下水は一部の項目で一部の地点で基準を超過。

(2) 生活環境保全に係る環境基準

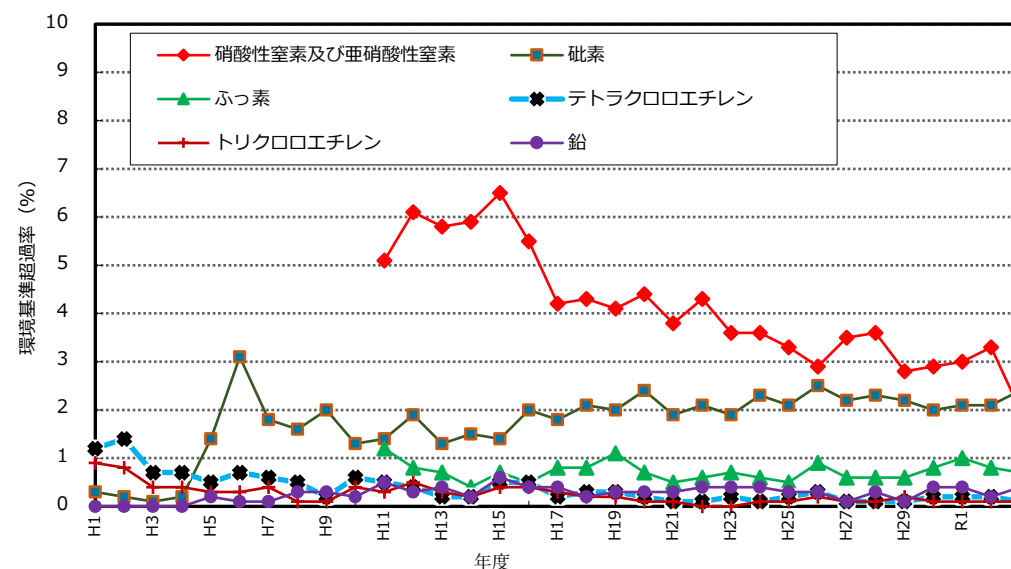
○ 有機汚濁の状況（BOD・COD）は、徐々に改善の傾向。閉鎖性水域（湖沼、内湾、内海）では、達成率はなお低い。

○ 平成28年に環境基準に追加した底層溶存酸素量については、東京湾、琵琶湖、伊勢湾、大阪湾の類型指定を実施。引き続き霞ヶ浦等の類型指定に係る検討を進めている。

公共用水域の環境基準（BOD・COD）達成率の推移（昭和49年以降）



地下水の環境基準超過率の推移（平成元年度以降）



2. 伊勢湾における全窒素及び全燐の 環境基準の水域類型の指定の見直し検討に ついて

2－1 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する 環境基準の地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用

- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、水質汚濁の状況等を勘案し、水域の利用目的等に配慮して指定するものであり、水域の利用の態様の変化等、事情の変更に伴い適宜見直すこととしている。

○水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)(抄)

第1 環境基準

2 生活環境の保全に関する環境基準

- (1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、下表の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。
 - ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
 - イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
 - ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
 - エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。オ～カ (略)

第4 環境基準の見直し

- 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
- (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

- 2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

- 閉鎖性水域では、これまでの水質保全対策によって、汚濁物質の流入負荷量は減少傾向にあるものの、**環境基準である水域のCOD濃度の高止まり、水産資源への影響**といった問題が発生している。
- 「今後の水・大気環境行政の在り方について」及び「第6次環境基本計画」において、**地域のニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方の検討を進める**こととされた。

今後の水・大気環境行政の在り方について

(令和5年6月中環審意見具申)

第2章 今後の水・大気環境行政の大局的考え方

(7) 個別の重点課題への対応

(略) 湖沼や閉鎖性海域の水質汚濁や健全な水循環、物質循環の維持・回復、環境基準の見直し、(略)、地域ニーズに即した環境基準の在り方の検討、良好な環境の創出、プラスチックによる海洋等の環境汚染、PFAS等の新たな課題に向けた対応に尽力すべきである。

第6次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）

第3部 環境保全施策の体系

第1章 環境問題の各分野に係る施策

4 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組

(2) 水環境の保全

① 環境基準等の設定、排水管理の実施等

水質汚濁に係る環境基準については、新しい環境基準である底層溶存酸素量の活用を推進しつつ、将来及び各地域のニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方について検討を進める。(略)



- **地域の水環境保全に関する課題が多様化**する中で、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準について、既存の制度では課題がある水域において、**地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用を可能とするため**、関係する告示等を改正し、施行した。

<経緯>

令和6年9月24日 中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 生活環境の保全に関する水環境小委員会で審議
令和6年10月15日～11月14日 告示・事務処理基準の改正案への意見募集(パブリックコメント) (96件のご意見)
令和7年1月27日 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて (第3次答申)
令和7年2月14日 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直し (告示・事務処理基準の改正)

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直し(令和7年2月)



○ 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準について、地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用を可能とするため、

- ①適時適切な類型の見直し
- ②「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し
- ③季別の類型指定の設定
- ④CODの達成評価の変更

を実施し、告示※¹及び事務処理基準※²を改正。

※¹ 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

※² 環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年環水企第92号）

①適時適切な類型の見直し

- ・事務処理基準に「水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、柔軟に水域類型の指定及び適時適切な見直しを行うこと」を明示した。
- ・告示において、水域類型の指定に当たって「当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること」としているが、「地域の利用の態様に合わせて適切に水質を管理するため類型を見直す場合は、「水質の悪化を許容すること」には当たらないこと」を事務処理基準に明示した。
→ 地域の実情に応じて、基準値の高い水域類型へ見直すことも可能。

②「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し

- ・水域全体の水質と水浴場に求める水質は必ずしも一致しない。
- ・告示別表で、各類型の「利用目的の適応性」から「水浴」を削った。
- ・いずれの類型においても「水浴」を利用目的とする測定点は「大腸菌数」(300CFU/100ml 以下)を規定した。

③季別の類型指定の設定

- ・全窒素、全燐について、地域の実情に応じて、月単位で区分して季別に類型を指定することができることとした。
- ・既存の全窒素、全燐の類型を季別の類型に見直す場合は、CODの類型も必要に応じて同様に季別に見直しを検討することとした。

④CODの達成評価の変更

- ・湖沼(AA,A類型)、海域(A,B類型)において、有機汚濁を主因とした利水上の支障が継続的に生じていない場合、CODの環境基準の達成状況の評価は必ずしも行わなくてよいこととした。
- ・CODの評価を行わない場合※であっても、有機汚濁に関するモニタリング(COD、底層溶存酸素量等)は継続して実施。

※CODの環境基準の達成評価を行わない場合も、良好な水質の確保のため、工場・事業場からのCODの排水規制や総量削減制度は引き続き当然に必要であり、CODの排水基準や総量規制基準に影響するものではない。

2－2 伊勢湾における全窒素及び全燐の 環境基準の水域類型の指定状況

伊勢湾における全窒素及び全燐の環境基準の水域類型の指定状況

表 1 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準(海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

表 2 伊勢湾における全窒素及び全燐の環境基準の水域類型の指定理由
(平成7年11月 中央環境審議会答申)

水域名	指定理由
伊勢湾(イ)	現在及び将来における主たる水域利用は工業用水であること等から、類型Ⅳを当てはめるものとする。
伊勢湾(ロ)	現在及び将来における主たる水域利用は工業用水であること等から、類型Ⅳを当てはめるものとする。
伊勢湾(ハ)	現在及び将来における主たる水域利用は「水産2種」に該当する水産であること等から、類型Ⅲを当てはめるものとする。
伊勢湾(ニ)	現在及び将来における主たる水域利用は「水産1種」に該当する水産及び水浴であること等から、類型Ⅱを当てはめるものとする。

■ 伊勢湾(ハ)及び伊勢湾(ニ)は、いずれも当時から水産1種だけでなく、水産2種及び水産3種の利用もあった中で、類型を分けたのは、伊勢湾(ニ)は水浴の利用があり、伊勢湾(ハ)は水浴の利用が無かったためと考えられる。

➤ 伊勢湾(ニ)の水域について、類型の見直しを検討する。

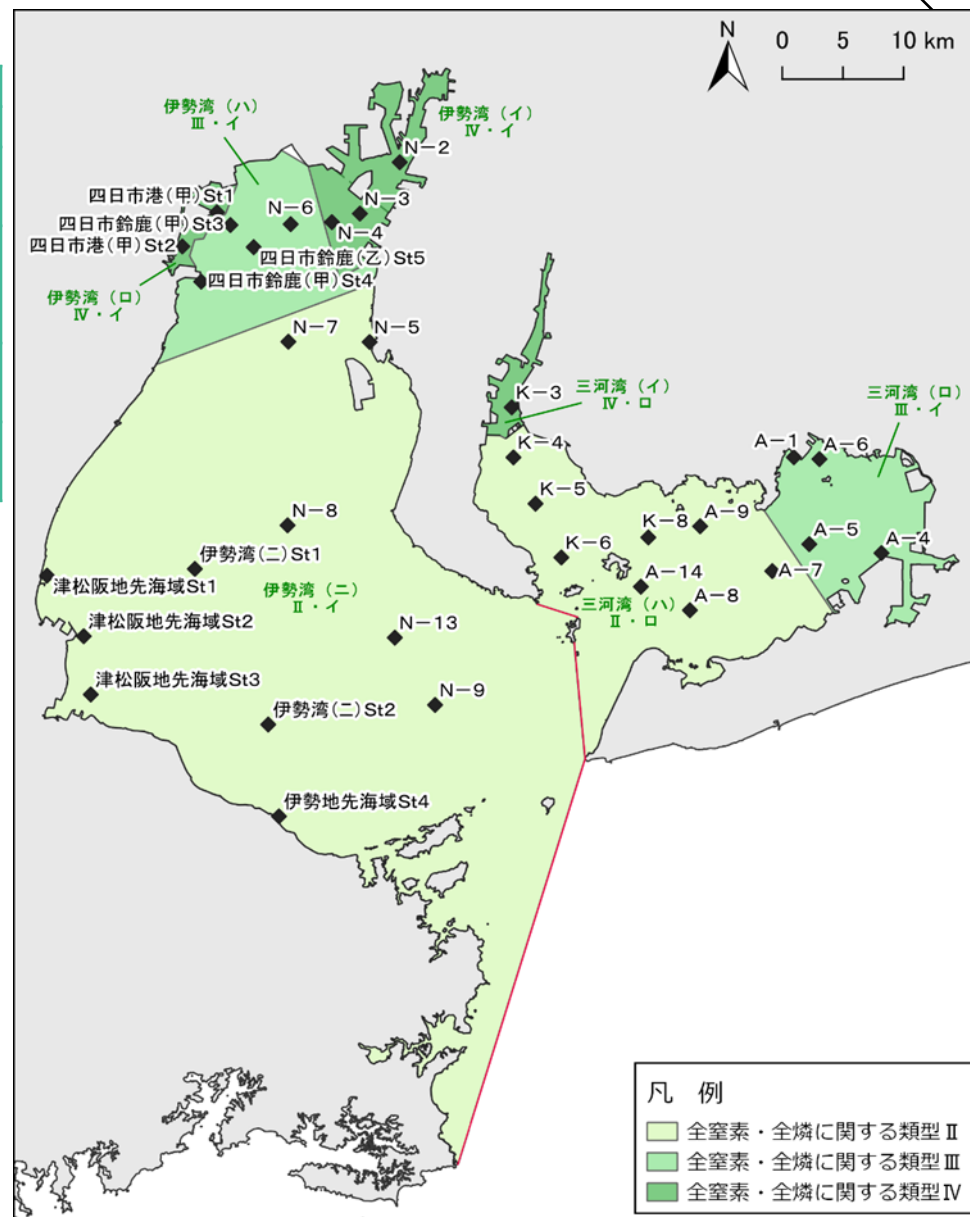


図 伊勢湾における全窒素・全燐の環境基準の水域類型の指定状況及び環境基準点

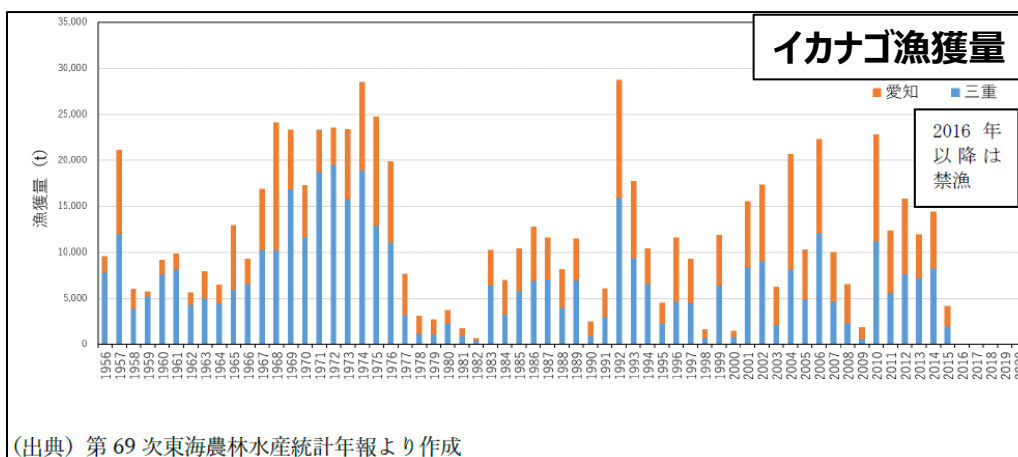
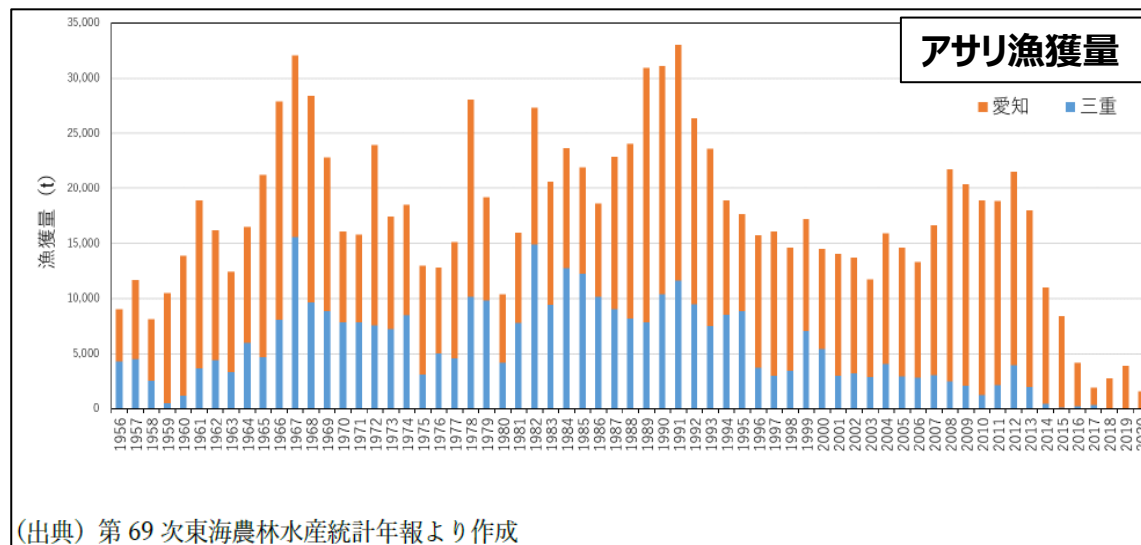
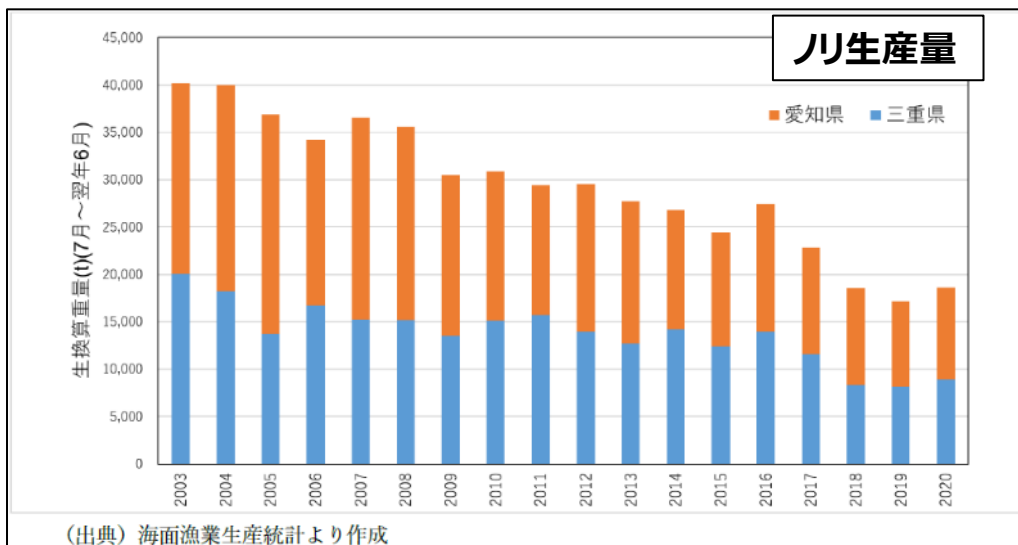
(参考)環境基準の水域類型における「水産利用」の詳細

水産の利用	詳細
(ア) 水産1種 窒素0.3mg/L以下 燐0.03mg/L以下	<u>底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される</u> この海域は、底魚類（クロダイ、ハモ等）、甲殻類（エビ類、カニ類）、頭足類（タコ類、イカ類）、貝類（ハマグリ、アカガイ等）等の底生魚介類が豊富である。特に、他の海域と比較して、エビ類やカニ類の底層の貧酸素化の影響を受けやすい水産生物種の漁獲が多い。 このことは、漁獲物組成が特定の種類の著しく片寄ることなく均衡化していることを表すもので、このような場では多様な水産生物がバランス良く安定して生息していると考えられる。また、ベントス食性のエビ類やカニ類を含む底生魚介類等の栄養段階の高い水産生物が多く漁獲されることは、食物連鎖を通じて海域の生物生産が有効に利用されていることを示し、正常な内湾生態系を呈する最も望ましい海域環境といえる。
(イ) 水産2種 窒素0.6mg/L以下 燐0.05mg/L以下 （（ア）の濃度範囲を除く。）	<u>一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される</u> この海域は、イワシ類、コノシロ、スズキ、カレイ類といった浮魚から底魚までの魚類、水産動物のシャコ、ナマコ等の漁獲がみられ、魚類を中心とした水産生物が多獲される。しかしながら、エビ類、カニ類等の底層の貧酸素化の影響を受けやすい種類の漁獲量は少なく、このような一部の底生魚介類にとって本海域の水質環境は好ましくない。
(ウ) 水産3種 窒素1.0mg/L以下 燐0.09mg/L以下 （（ア）及び（イ）の濃度範囲を除く。）	<u>汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される</u> この海域では、イワシ類、コノシロ、スズキ等の魚類、アサリ等の貝類の漁獲がみられるが、漁獲の中心は大阪湾ではプランクトン食性のイワシ類等、東京湾では懸濁物食性のアサリ等で、これら特定種による漁獲が大部分を占めている。底生魚介類の漁獲量はかなり減少し、本海域の水質環境は多くの底生魚介類にとって好ましくない。 このように、ここではイワシ類やアサリのような低栄養段階に属する特定種が卓越するため生態系としてのバランスは良いとはいえず、不安定な内湾生態系を呈する。 （ウ）を超える窒素及び燐の濃度の海域は、夏季底層に常時貧酸素水塊の形成がみられ、青潮によるアサリのへい死のような水産障害が頻繁に起こり得る環境である。
リ	リについてみると、比較的富栄養化した海域で生産されるが、赤潮による窒素及び燐の消費等に伴い色落ち等の障害がみられ、既往の研究事例及びリ漁場の水質等から判断して、リ生産にとって平均的な水質は概ね上記（イ）又は（ウ）のランクである。

出典：「海域の窒素及び燐に係る環境基準等の設定について(答申)」(平成5年6月、中央公害対策審議会)より作成

(参考)伊勢湾における漁獲量、生産量の推移

- 〆生産量 : 2003年から2020年にかけて、愛知県、三重県ともに生産量は半減
- アサリ漁獲量 : 1991年をピークにその後は減少し、2017年以降は低水準
- イカナゴ漁獲量 : 2016年以降は禁漁の措置継続



出典:「伊勢湾・三河湾における栄養塩類管理方策の提言（栄養塩類管理の必要性について）」
(令和6年8月、一般社団法人 全国水産技術協会)

- 伊勢湾では、栄養塩(窒素、磷)の減少により水産業に影響が生じている等の指摘がある。
- 水域の利用の態様、地域のニーズや実情に応じた水域類型の指定の見直しの検討が必要。

2－3 伊勢湾における全窒素及び全燐の 環境基準の水域類型の指定の見直し

海域における環境基準水域類型指定等検討会



- 伊勢湾における全窒素及び全燐の環境基準の水域類型の指定の見直しについて、専門家による検討会において検討。

海域における環境基準水域類型指定等検討会 委員名簿

委員名	所属・役職
入江 政安	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻 教授
鈴木 輝明	名城大学大学院総合学術研究科 特任教授
田中 宏明	京都大学 名誉教授 信州大学 工学部 特任教授
西嶋 渉	広島大学 環境安全センター 教授
東 博紀	国立研究開発法人国立環境研究所 地域環境保全領域 海域環境研究室 主幹研究員
福島 武彦	筑波大学 名誉教授
(座長)古米 弘明	中央大学 研究開発機構 機構教授

(開催実績)

第1回 令和7年1月14日

第2回 令和7年3月3日

※所属は令和7年3月時点

「②利用目的の適応性」に係る水浴の見直し

- 令和7年2月の告示改正により、各類型の「利用目的の適応性」から「水浴」を削り、いずれの類型においても「水浴」を利用目的とする測定点は「大腸菌数」を適用することとした。
- これを受けて、水浴の利用も理由に類型を指定した伊勢湾（二）の水域は、類型を見直すことが適当である。
- 伊勢湾内の水浴場（伊勢湾（二）の水域）では、水質の障害は生じていない。

表 水浴場水質判定基準

区分	ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界2個/ 100mL)	油膜が 認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
	水質 A 100個/100mL 以下	油膜が 認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
	水質 B 400個/100mL 以下	常時は油膜が 認められない	5mg/L以下	1m未満～ 50cm以上
可	水質 C 1,000個/100mL 以下	常時は油膜が 認められない	8mg/L以下	1m未満～ 50cm以上
	不適 1,000個/100mL を超えるもの	常時油膜が 認められる	8mg/L超	50cm未満*

（令和6年度 伊勢湾における水浴場の水質調査結果）※No.は右図

- ・水質AA : No.11,18
- ・水質A : No.19,20,21
- ・水質B : No.1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17

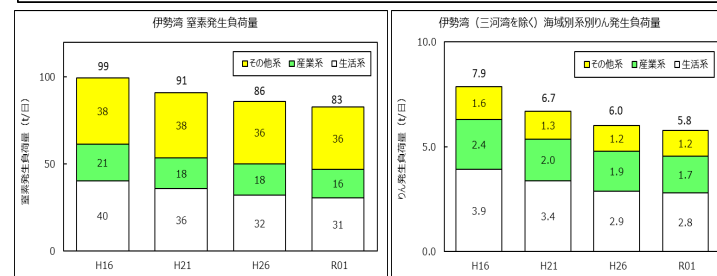
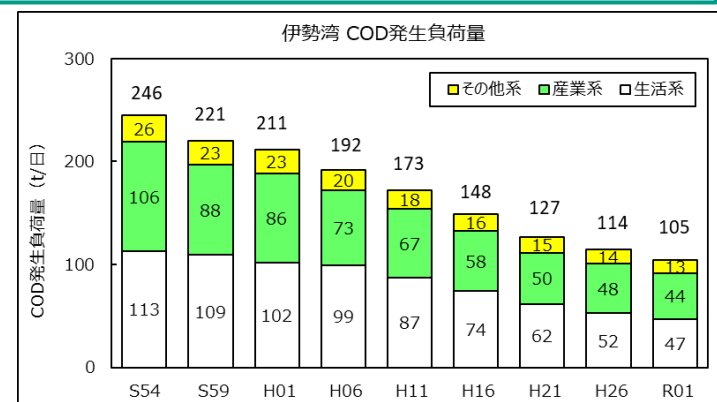
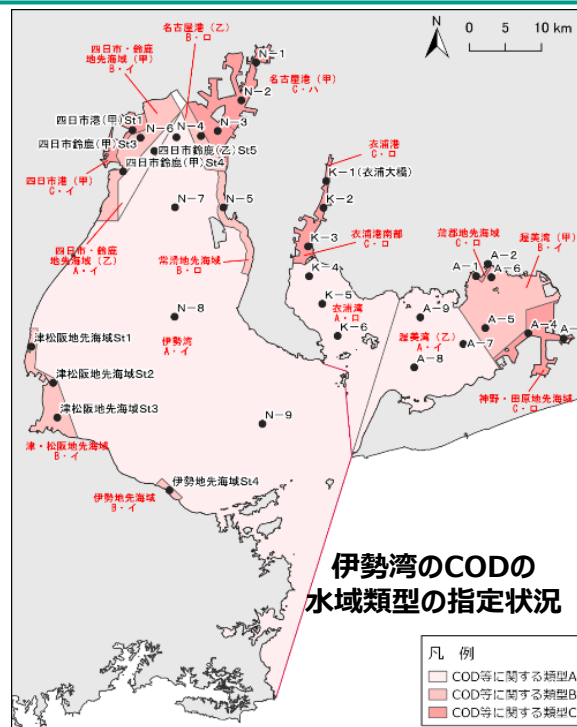
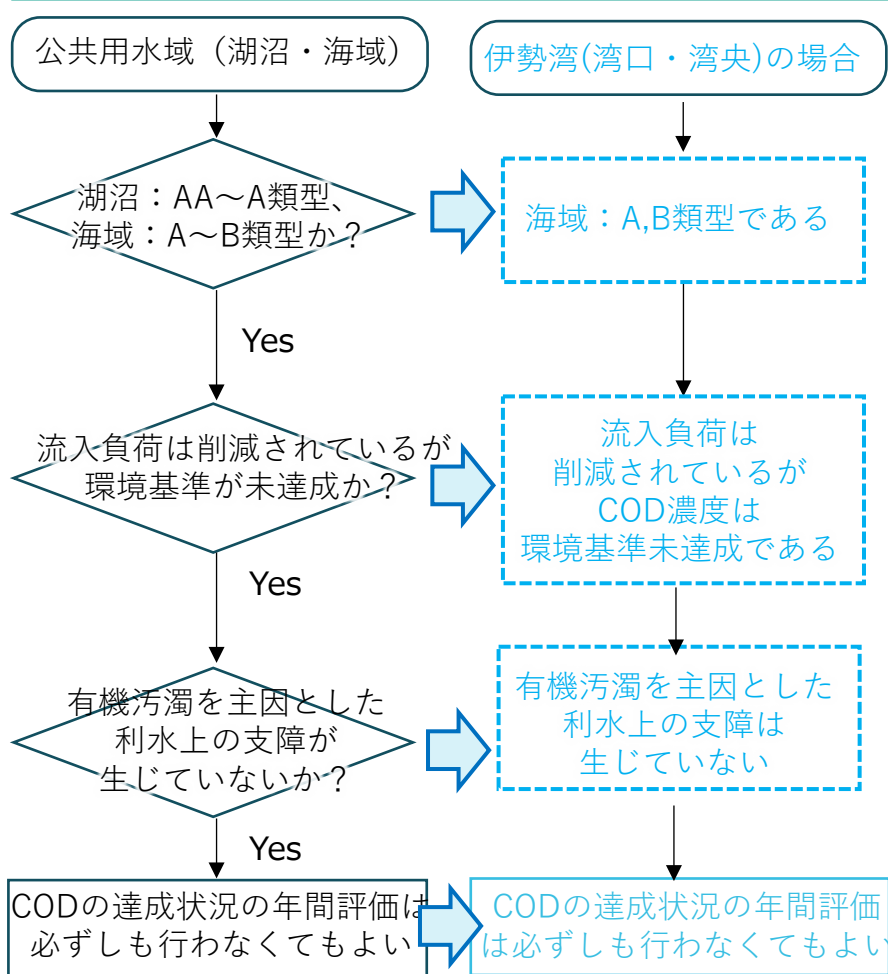
※水質C、不適の水浴場は無し



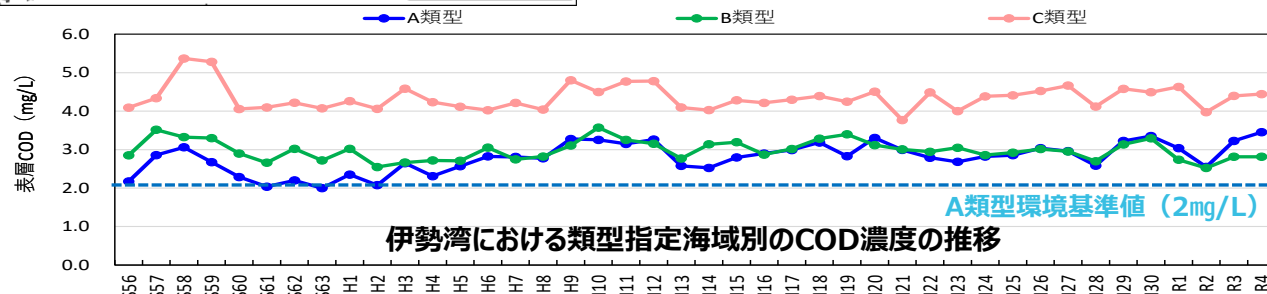
図 伊勢湾における水浴場

④CODの達成評価の変更

- 伊勢湾の湾口・湾央部の水域では、流入負荷は削減されているが、COD濃度は減少せず、環境基準が未達成。内部生産、底質からの栄養塩類の溶出、難分解性COD、外洋からの流入等の影響が考えられる。
- 一方、伊勢湾では、有機汚濁を主因とした利水上の支障は生じていないと考えられる。



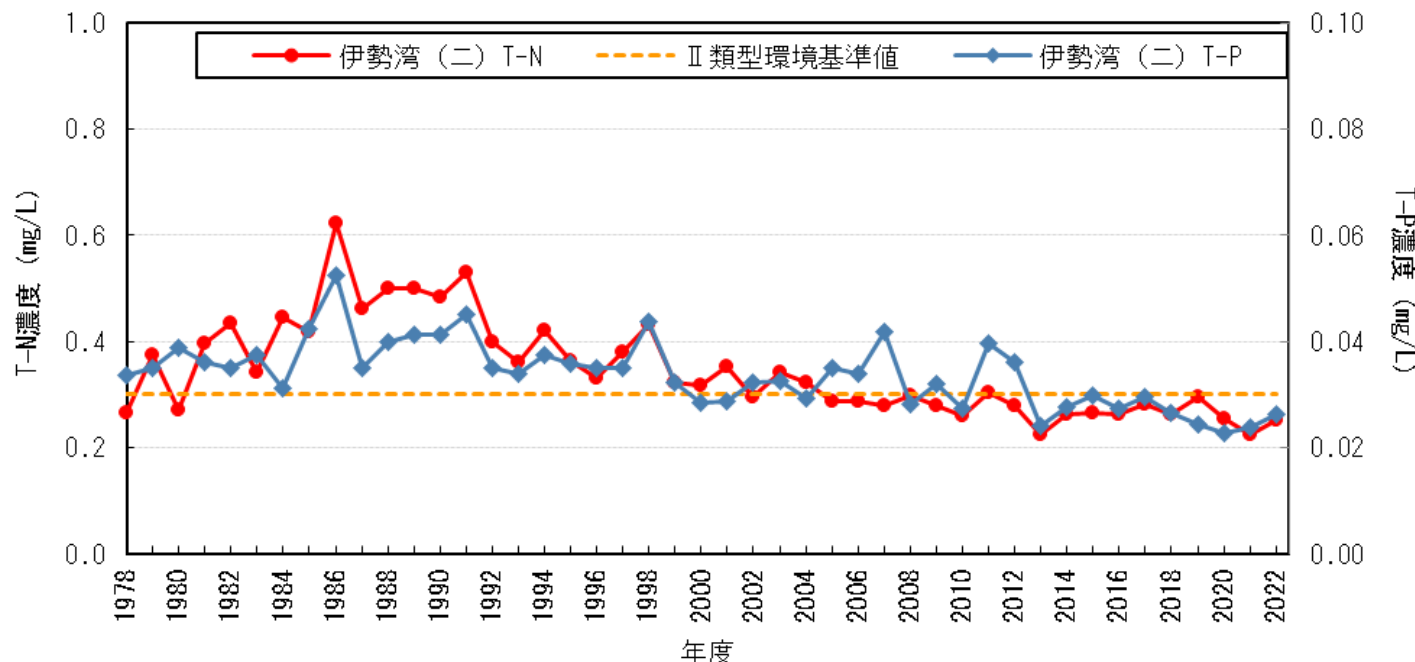
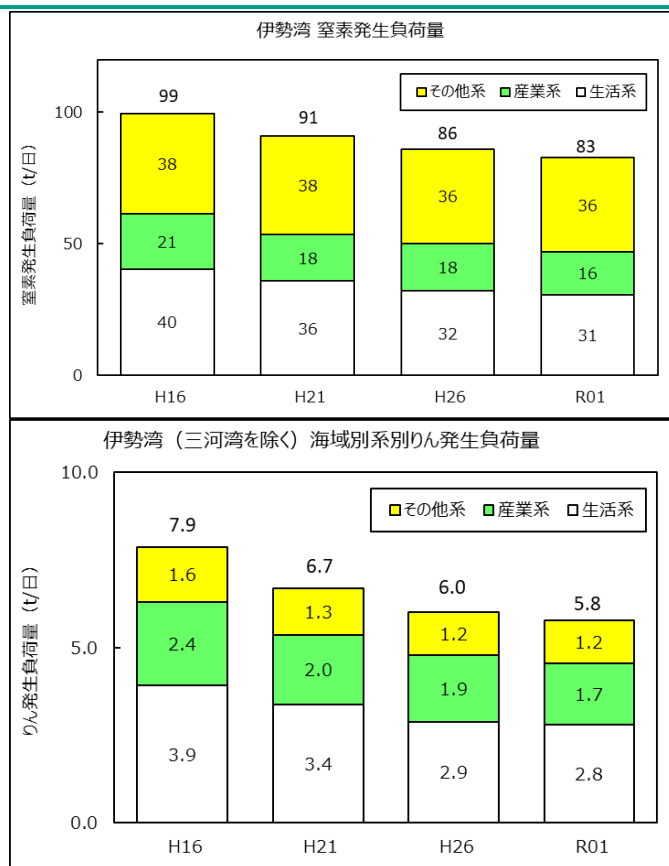
伊勢湾における発生負荷量の推移



- 伊勢湾の湾口・湾央部の水域(A,B類型に指定した水域)では、CODの達成・非達成の評価を行わないこととする。有機汚濁に関するモニタリング（COD及び底層溶存酸素量）は継続して実施し、影響を監視する。

①適時適切な類型の見直し

- 伊勢湾における窒素及び磷の発生負荷量は、経年的に削減されてきた。
- 伊勢湾における全窒素及び全磷は、2013（平成25）年度以降、ほぼ環境基準を達成。



注）伊勢湾（二）水域内の環境基準点の年平均値の平均値（環境基準の適合を評価する値）
出典：水環境総合情報サイトより作成

図 伊勢湾における全窒素及び全磷の経年変化【Ⅱ類型、水域：伊勢湾（二）】

- 伊勢湾(二)の水域は、愛知県栄養塩管理検討会議が「漁業生産に必要な栄養塩濃度」として示した「全窒素0.4mg/L以上、全磷0.04mg/L以上」を下回るⅡ類型(全窒素0.3mg/L以下、全磷0.03mg/L以下)に指定している。
- 伊勢湾(二)の水域の利用の態様、地域のニーズや実情を踏まえ、環境基準の水域類型を見直すことが必要。**23**

①適時適切な類型の見直し、③季別の類型指定

- (①類型見直し)伊勢湾(二)の全窒素・全燐の環境基準の水域類型は、**Ⅱ類型からⅢ類型に見直す**ことを視野に検討することが適当である。
- 今後、水質シミュレーションによる影響予測等を行い、見直しを進める。

(留意事項)

- 窒素及び燐の濃度増加の影響を把握するため、**公用水域水質の監視を継続**し、伊勢湾の栄養塩類の管理に当たっては順応的に行うことが必要※。

※栄養塩類の管理等を含め、第10次水質総量削減の在り方については別途、総量削減専門委員会において審議中。

- **水産資源の漁獲量の減少**は、**栄養塩の減少の他、藻場・干潟等の生息・再生産の場の減少、気候変動による水温上昇、漁業者の減少等も要因**と考えられることに留意が必要。
- 伊勢湾の赤潮の発生、貧酸素水塊の面積の増減等、**今後も科学的な知見の集積が必要**。

- (③季別の類型指定)伊勢湾では、アサリ等の生活史の観点から、**秋冬期だけでなく通年の栄養塩が必要との意見があることから、季別の類型指定は適用しない**方向で検討することが適当である。

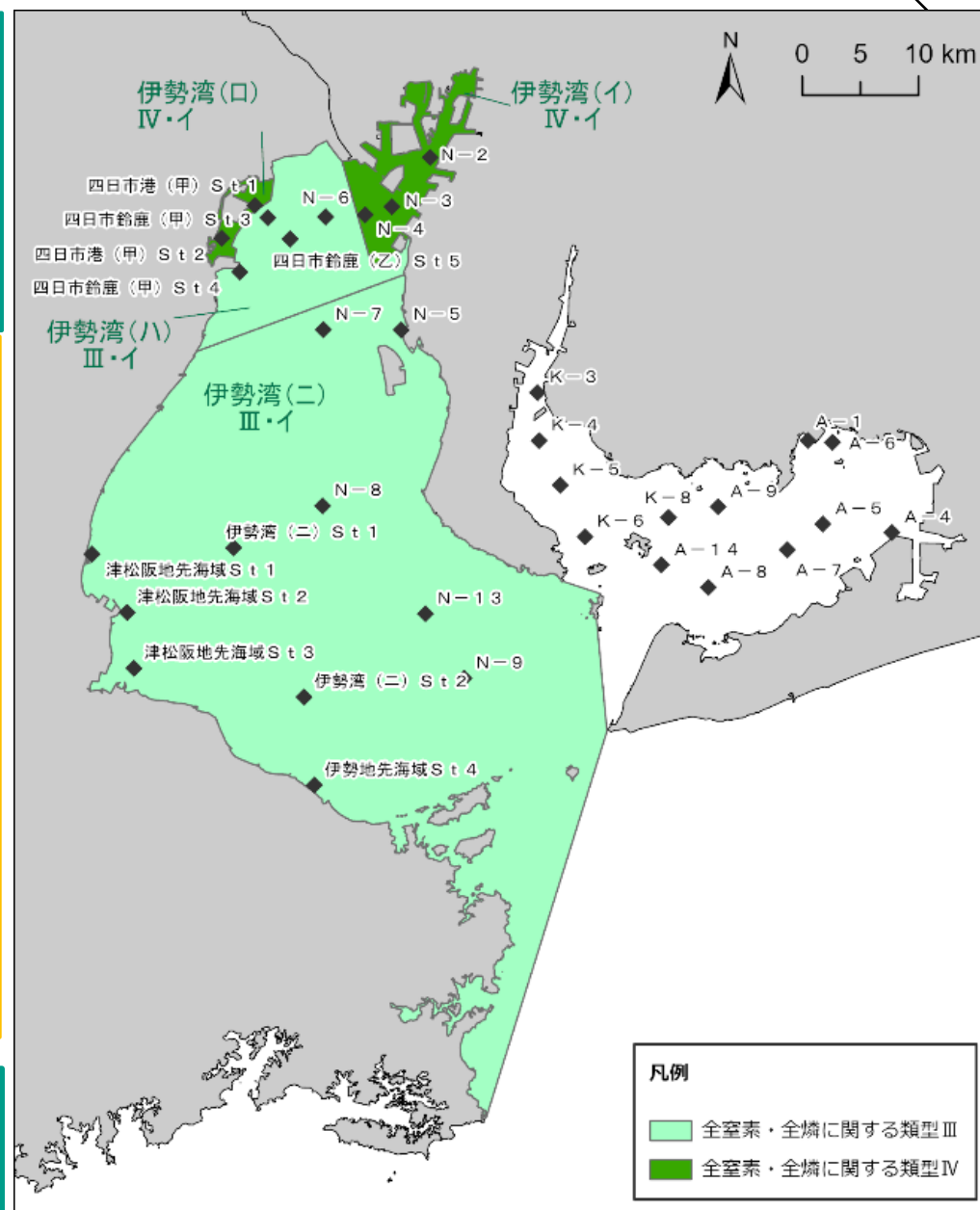


図 伊勢湾における全窒素・全燐の環境基準の水域類型の見直し(案)

今後のスケジュール（予定）



令和7年5月21日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 生活環境の保全に関する水環境小委員会

- ・伊勢湾における全窒素及び全燐の環境基準の水域類型の指定の見直し検討(関係団体ヒアリング含む)

令和7年6月以降

- ・栄養塩管理の現状と見込み等について関係施設の調査・ヒアリング
- ・水質シミュレーションによる影響予測 等

(専門家検討会、パブリックコメント)

令和8年春頃

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 生活環境の保全に関する水環境小委員会

- ・伊勢湾における全窒素及び全燐の環境基準の水域類型の指定の見直し(報告)

3. 第10次水質総量削減について

水質総量削減制度の概要①

- 排水基準のみによっては環境基準の達成が困難である、人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域について、**汚濁負荷量（＝排出濃度×排水量）**を削減する制度。
- 令和6年度を目標年度とする**第9次総量削減基本方針**を令和4年1月に策定。
- 指定項目：COD（化学的酸素要求量）、窒素、りん

東京湾

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
の関係地域

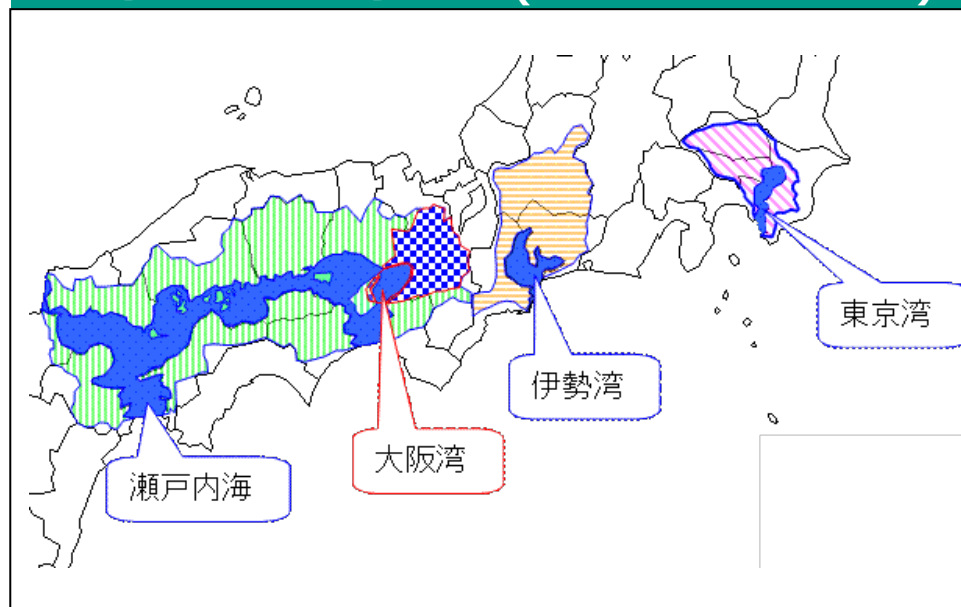
伊勢湾

岐阜県、愛知県、三重県の関係地域

瀬戸内海

京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県
の関係地域

対象海域と対象地域(20都府県の関係地域)



根拠法令：水質汚濁防止法

水質総量削減制度の概要②

水質総量削減の在り方 (答申)

総量削減基本方針 (環境大臣)

- ・ 目標年度及び総量削減目標量
- ・ 削減に関する基本的事項

水質汚濁防止法第4条の2

- ・ 都府県知事意見聴取
- ・ 公害対策会議の議を経る

総量削減計画 (都府県知事)

- ・ 発生源別（生活排水、産業排水、その他）の削減目標量、削減目標量の達成方途、その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

水質汚濁防止法第4条の3

- ・ 公害対策会議の議を経て環境大臣が同意

総量規制基準

- ・ 日平均排水量50 m³以上の特定事業場に対する**負荷量**（＝濃度×水量）の規制

削減指導等

- ・ 小規模事業場等対策
- ・ 未規制事業場対策
- ・ 農業、畜産農業等

事業の実施

- ・ 下水道・浄化槽等の整備
- ・ その処理の高度化

・ 総量規制基準： L （汚濁負荷量）＝ C （汚濁物質濃度）× Q （届出排水量）

※ C 値は、業種毎に国が定める範囲（下限～上限）内で、都府県知事が設定

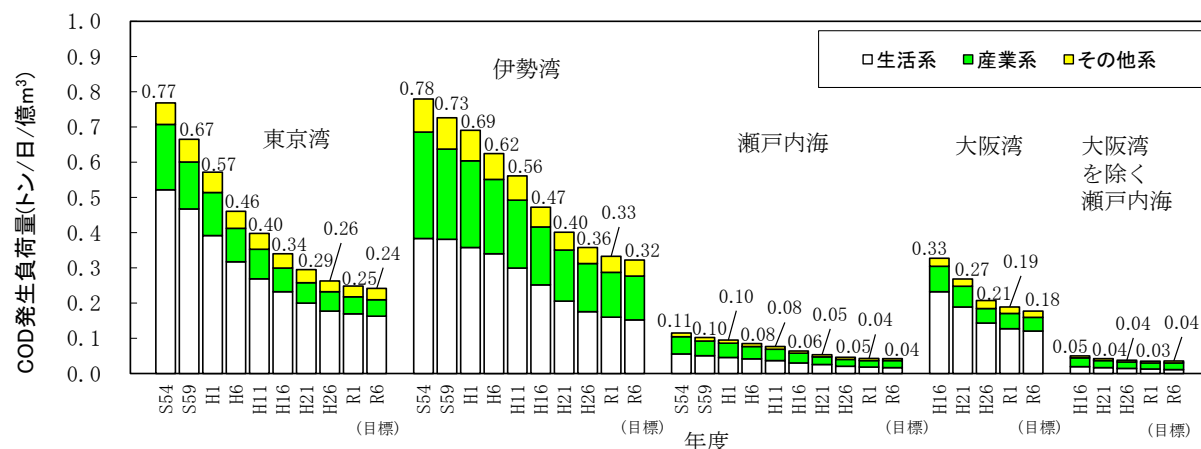
・ 特定事業場は、日別負荷量を総量規制基準以下に管理しなければならない。

水質総量削減の実施経緯

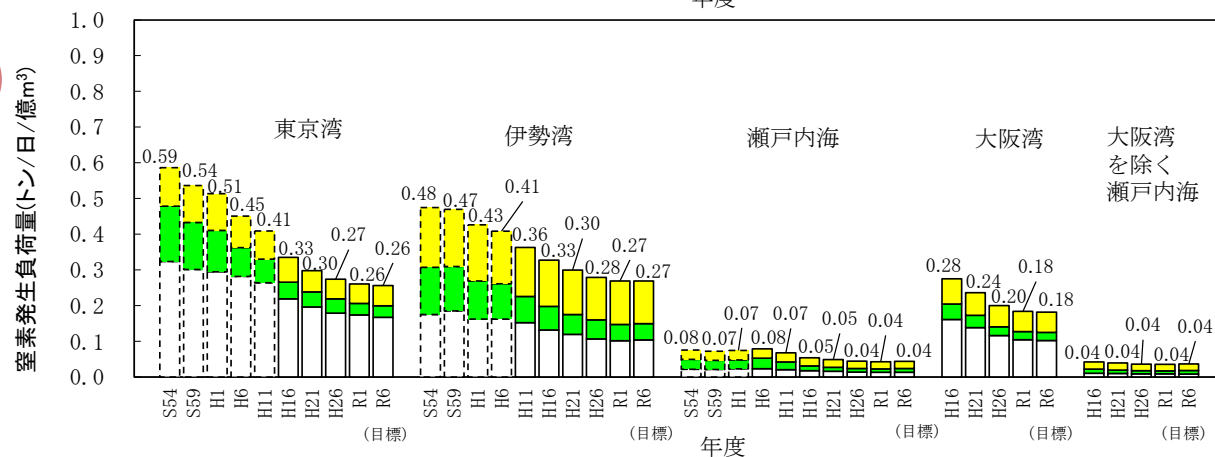
	基本方針策定	目標年度	対象項目
第1次	昭和54年6月	昭和59年度	COD
第2次	昭和62年1月	平成元年度	COD
第3次	平成3年1月	平成6年度	COD
第4次	平成8年4月	平成11年度	COD
第5次	平成13年12月	平成16年度	COD、窒素、りん
第6次	平成18年11月	平成21年度	COD、窒素、りん
第7次	平成23年6月	平成26年度	COD、窒素、りん
第8次	平成28年9月	平成31年度	COD、窒素、りん
第9次	令和4年1月	令和6年度	COD、窒素、りん

指定地域内の単位体積当たりの汚濁負荷量の推移

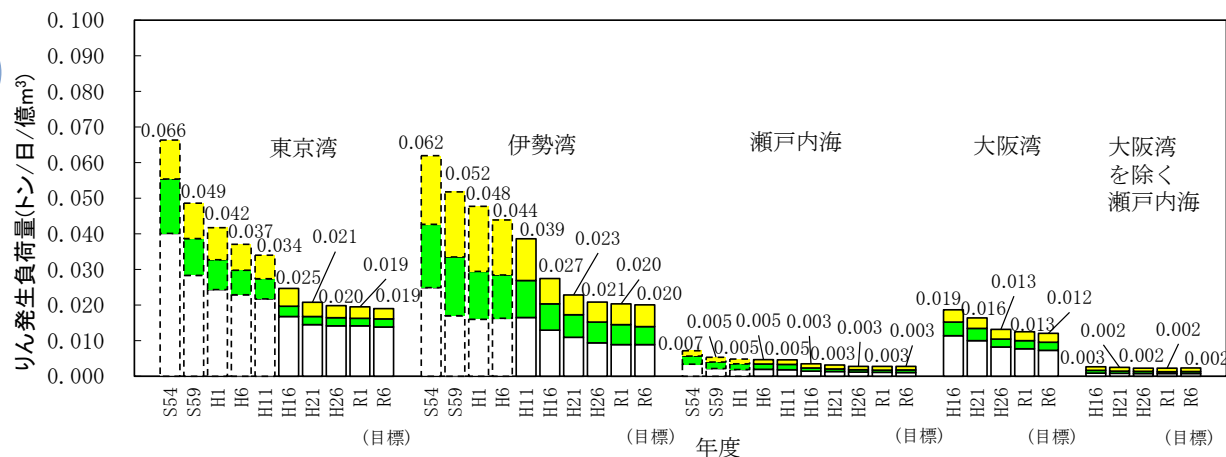
COD



窒素



りん

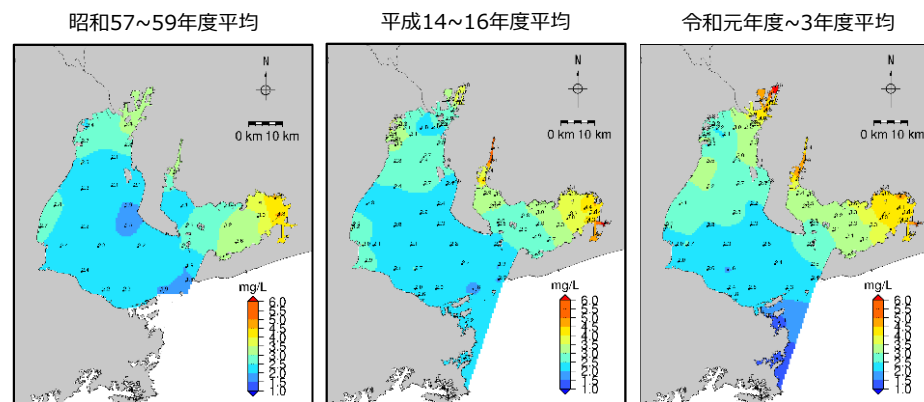
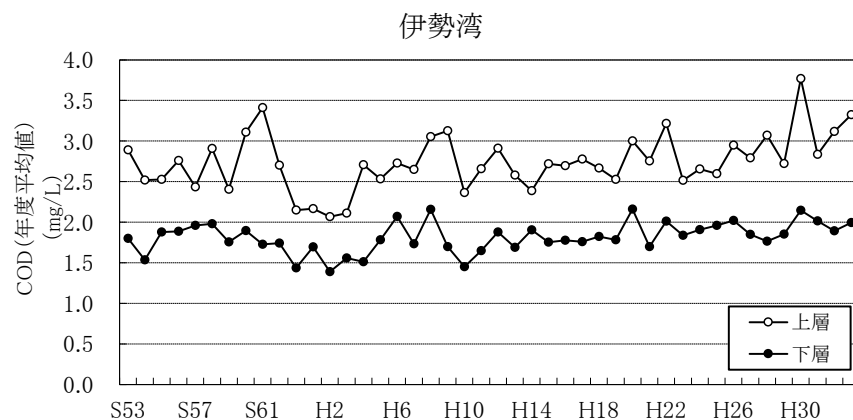


※第1回総量削減専門委員会
(2024.12.24) 資料より抜粋

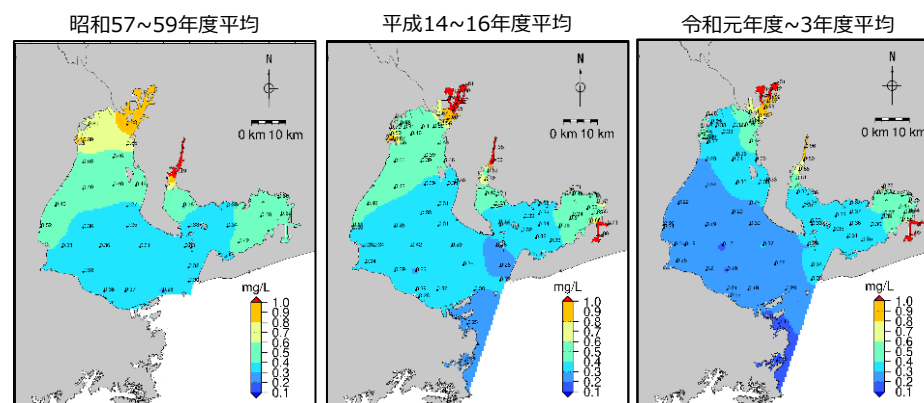
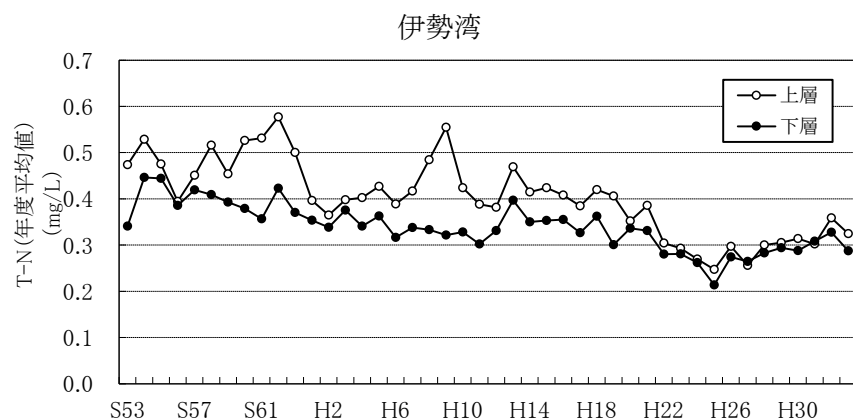
注) 令和6年度の値は目標量
出典)「発生負荷量等算定調査」(環境省)
及び関係都府県による推計結果

伊勢湾の水環境の状況 (1/3)

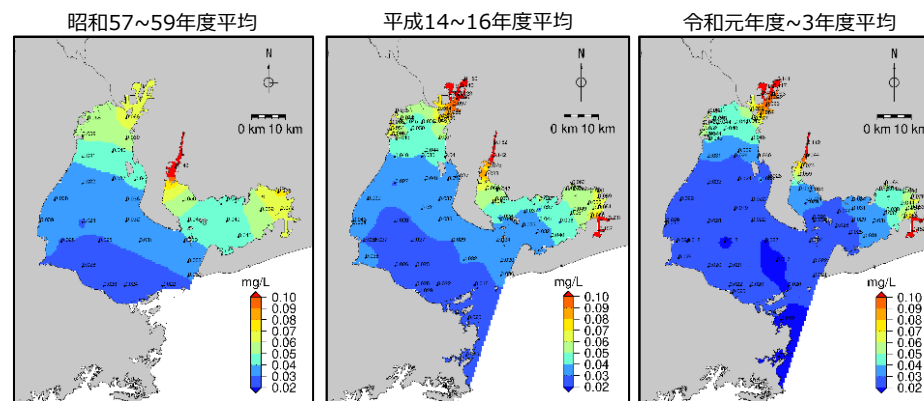
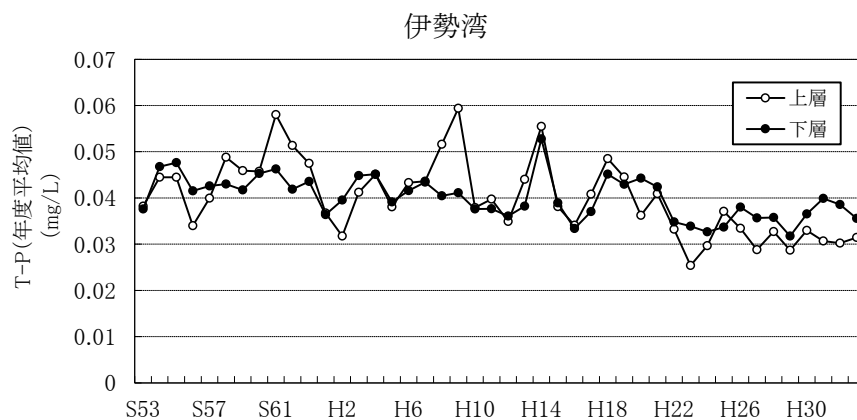
COD



窒素

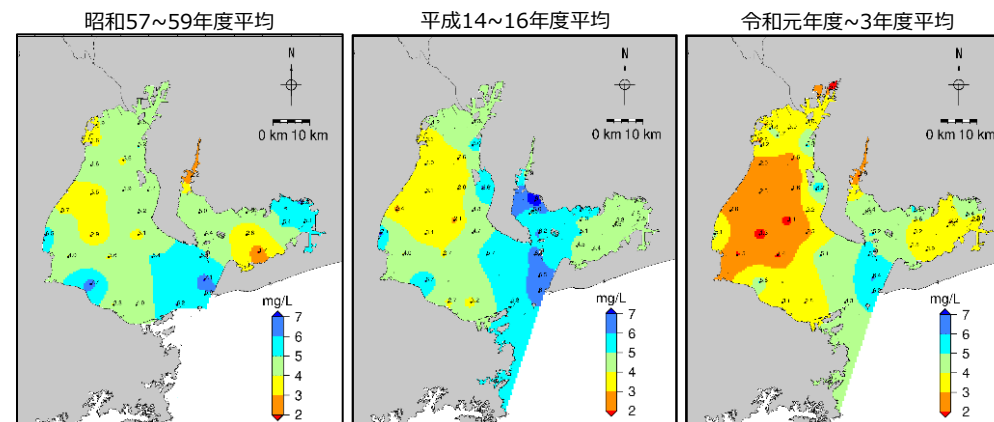
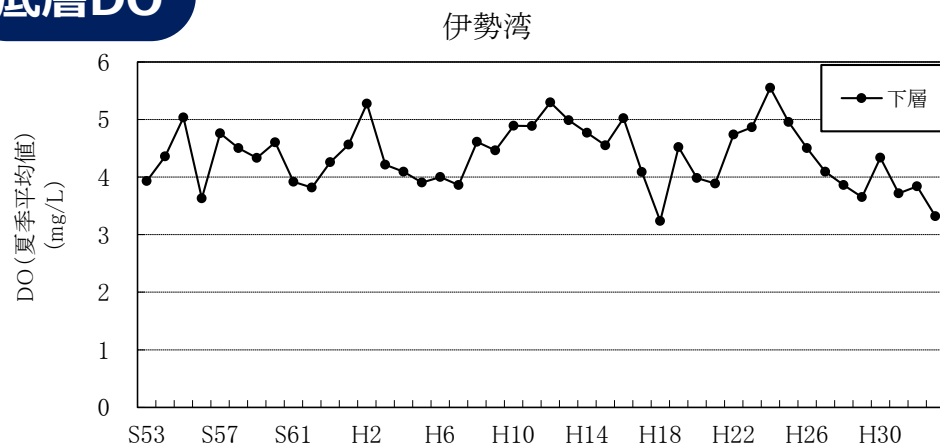


りん

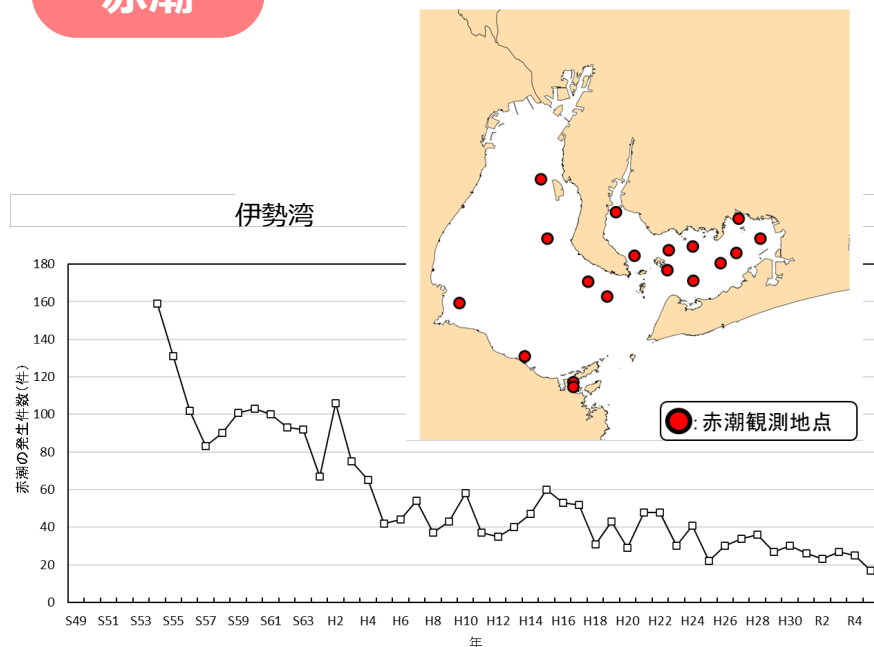


伊勢湾の水環境の状況 (2/3)

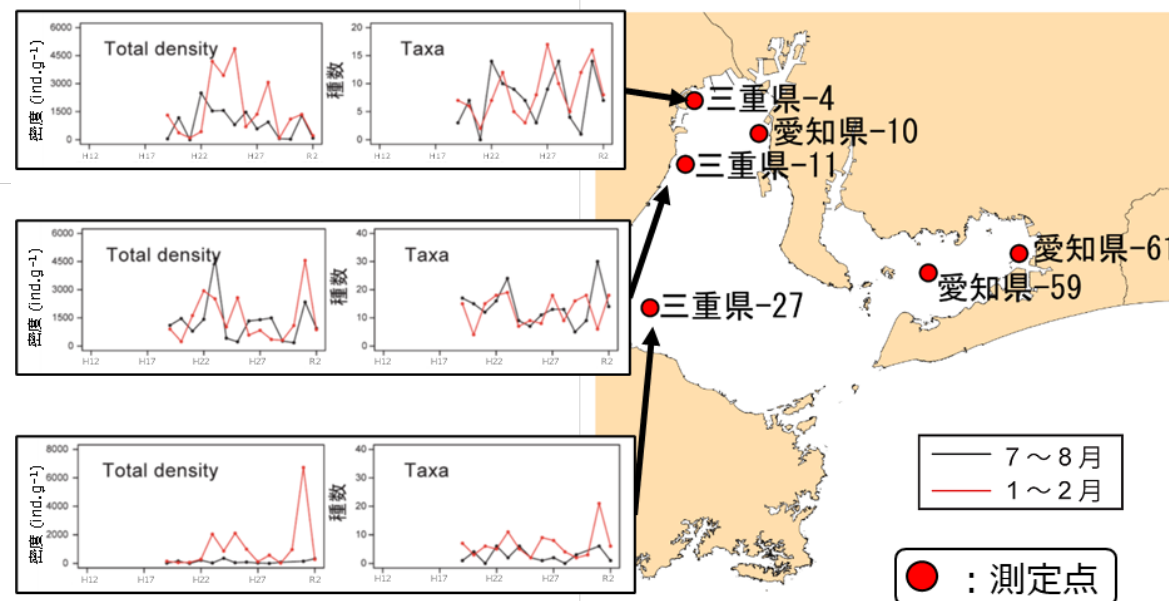
底層DO



赤潮



底生生物



伊勢湾の水環境の状況（3/3）

【伊勢湾】

- **窒素及びりん的环境基準達成率は向上している一方で、CODの環境基準達成率は低い。**ただし、C類型のCOD環境基準は100%を達成している。
- 水質濃度は、湾全体の**COD濃度は近年、やや上昇傾向**であり、湾奥部・湾央部の一部のエリアで濃度が上昇している傾向が見られる。**りん・窒素の濃度については低下傾向**となっている。CODについては東京湾に次いで、**窒素及びりんについては東京湾、大阪湾に次ぐ濃度レベル**となっている。
- 赤潮の発生件数は、**長期的に減少傾向にあり、近年では横ばい**で推移している。エリアとしては、三河湾を中心に発生している。
- 底層DO濃度の推移はほぼ横ばいであるものの、夏期を中心に**広範囲で長期にわたる貧酸素水塊が発生し、貧酸素水塊の面積は長期的に増大傾向**であるとの報告がされている。
- 底質や底生生物の生息状況等の**底層環境には明確な改善傾向が見られない**。底生生物については、一部の地点については、**夏季に無生物となるパターンが見られ、夏場の貧酸素が要因**として考えられる。
- 藻場・干潟面積は**昭和50年代に比べて減少**している。
- 伊勢湾は、他の海域と比較して**外海への流出量が少なく、陸域からの負荷量に比して底泥への沈降量と底泥からの溶出量が多い**特徴がある。

第10次水質総量削減の在り方について（諮問）

- 水質総量削減制度の対象水域においては、現在、第9次総量削減基本方針に基づき、汚濁負荷削減に取り組んでいるところ、現状を踏まえて、第10次水質総量削減の在り方について中央環境審議会の意見を求めるもの。
- 在り方についての答申を得たのち、その内容を踏まえて、必要な措置を講じていく予定。

諮問理由

現状

- 対象水域の水質は全体として一定程度改善してきているものの、引き続き以下のような課題がある。
 - ・ 水質汚濁が課題となる海域が依然として存在
 - ・ 夏期の高温期を中心に貧酸素水塊の発生等
- 一方で、栄養塩類濃度が低いことによる生態系や水産資源への影響に対する懸念。
- このため、指定水域全体の水質を対象とした汚濁負荷の総量規制から、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理への移行の必要性が指摘。
- 瀬戸内海では令和3年6月に瀬戸法を改正し、栄養塩類管理制度を創設。

現状を踏まえ、

総合的な水環境改善対策を推進するため、第10次水質総量削減の在り方について諮問

「第10次水質総量削減の在り方」に係る検討の流れ

- これまで、水環境の現状等に係るデータの分析、関係機関へのヒアリングによる取組の実施状況の把握を通じて、現状及び課題を整理するとともに、水質将来予測等を実施。
- 今後、それらの内容を踏まえ、第10次水質総量削減の在り方に係る答申案を審議予定。

中央環境審議会における審議

令和6年12月	第1回：第10次水質総量削減の検討の進め方、水環境の現状に係る整理
令和7年2～4月	第2～4回：水質総量削減制度に係る取組の実施状況（関係者ヒアリング）
令和7年6月	第5回：現状・課題の整理、水質将来予測等
令和7年度	第10次水質総量削減の在り方について（答申骨子案）の審議
	第10次水質総量削減の在り方について（答申案）の審議
	パブリックコメント
	第10次水質総量削減の在り方について（答申）

国

都府県

総量削減基本方針

総量削減計画

第10次水質総量削減の在り方（骨子案） 9/2 第6回総量削減専門委員会提示版



水質総量削減制度（現状）

閉鎖性海域*に流入する汚濁負荷量の総量を削減する制度。化学的酸素要求量(COD)と栄養塩類（窒素、りん）が対象。

現状と課題

- 9次にわたる水質総量削減の取組により水質は全体的に改善
- 近年では、一部地域で栄養塩類の不足等による水産資源への影響が指摘
- 一方、貧酸素水塊の拡大等、水環境保全上の課題が依然として存在

▶ 海域ごとのきめ細やかな水環境管理が必要

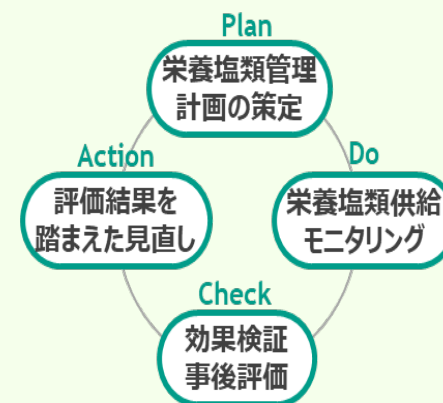
水質総量管理制度（今後）

削減一辺倒からきめ細やかな水環境管理へ

*一般排水基準のみでは環境基準達成が困難な東京湾、伊勢湾、瀬戸内海が対象

① 栄養塩類の供給を可能とする **栄養塩類管理制度** を導入

- ・環境悪化の恐れがなく、地域ニーズがある場合、**栄養塩類の増加措置**を可能とする
→水質予測システムを活用した事前評価や目標を設定
- ・当該措置の実施者には**総量規制基準を適用除外**
- ・事後モニタリングの結果に応じて計画を見直すなど、**順応的管理の仕組みを徹底**



② 総量削減制度の**基本的な枠組は維持**

- ・国は「**総量管理基本方針**」を策定 ・都府県は同方針に基づき「**総量管理計画**」を策定
- ・同方針と同計画において、**管理目標量**を設定

▶ 水質が悪化しないよう、汚濁負荷量の総量を管理

その他の水環境管理に係る対策

- ・藻場・干潟の保全・再生・創出や底質の改善等の実施

これらの施策により、**総合的な水環境管理** を通じて **きれいで豊かな海の実現** を目指す

- 第10次水質総量削減の実施及び次期制度の検討に向けて、関係機関及び関係者が連携して取り組むべき主な課題を列挙。

制度の運用

- ✓ 栄養塩類管理実施上の支障に係る対応
- ✓ 順応的管理^{*1}のための事前評価に係る支援
→国が汎用的なモデルを構築、自治体へ提供
- ✓ きめ細やかな水環境管理における自治体の役割
→目指すべき水環境の姿について、地域ごとに合意形成を図る

モニタリングの充実

- ✓ 適切な評価指標やモニタリング手法の検討
→栄養塩類管理に伴う生物の多様性及び生産性への影響を把握

調査研究の推進

- ✓ 生態系のメカニズム解明等
→生物の多様性及び生産性には様々な要因が複合的に影響
豊かな海の実現に向けた調査・研究を推進
- ✓ 汚濁負荷量把握における精度向上
→汚濁負荷量の推計に用いる発生原単位^{*2}の見直し
→下水道の改善に伴う負荷削減効果の把握等
- ✓ 栄養塩類増加措置による底層DO^{*3}への影響
→栄養塩類の供給が底層DOに与える影響の把握や
底層DOの改善対策の検討

良好な水環境の創出に向けた対応

- ✓ 「令和の里海づくり」の取組の推進
- ✓ 「水辺の環境活動プラットフォーム」の積極的活用
→関係者間の連携強化や取組の底上げ

*1 不確実性を伴う対象（生態系管理など）を取り扱うため、当初の予測が外れる事態が起こり得ることを予め考慮し、モニタリング結果に合わせて取るべき対応を変える管理手法

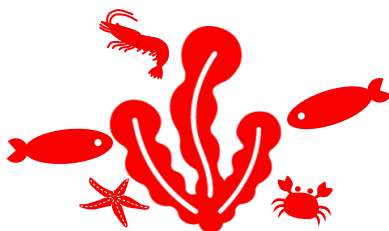
*2 農地等の排出源（面源）からの単位面積当たりの推定汚濁負荷量

*3 底層付近の溶存酸素の量であり、底層DOが低下すると底生生物のへい死や青潮などが起こるほか、底質からの金属溶出などによる水道着色などを引き起こす

「気候変動」の観点を基本理念に加えるとともに、新しい時代にふさわしい「里海」づくりを総合的に推進



栄養塩類の「排出規制」一辺倒から
きめ細かな「管理」への転換



温室効果ガスの吸収源ともなる
藻場の再生・創出を後押し



瀬戸内海を取り囲む地域全体で
海洋プラごみの発生抑制を推進

地域ごとのニーズに応じて一部の海域への栄養塩類供給を可能とする
「栄養塩類管理制度」の創設により、多様な水産資源の確保に貢献

- 関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を策定できる制度を創設し、周辺環境の保全と調和した形で一部の海域への栄養塩類の供給を可能にし、海域や季節ごとに栄養塩類のきめ細かな管理を行います。
- 「規制」中心の従来の水環境行政から「きめ細かい管理」への転換を図ることにより、生物多様性の恩恵としての、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献します。

・兵庫県（R4）、香川県（R6）、山口県（R7）が策定済み。
・その他、愛媛県が策定中。

再生・創出された藻場・干潟も保全地区として指定可能とすることで、
生物多様性保全やブルーカーボンとして期待される藻場創出にも貢献

- 過去の開発等により減少した自然の砂浜等を守るための制度である自然海浜保全地区の指定対象を拡充し、再生・創出された藻場・干潟等も指定可能とします。
- これにより、地域における環境保全活動を促すとともに、温室効果ガスの吸収源、いわゆるブルーカーボン（海洋生態系による炭素固定）としての役割も期待される藻場の保全を進めます。

・戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業で地域の取組を推進。

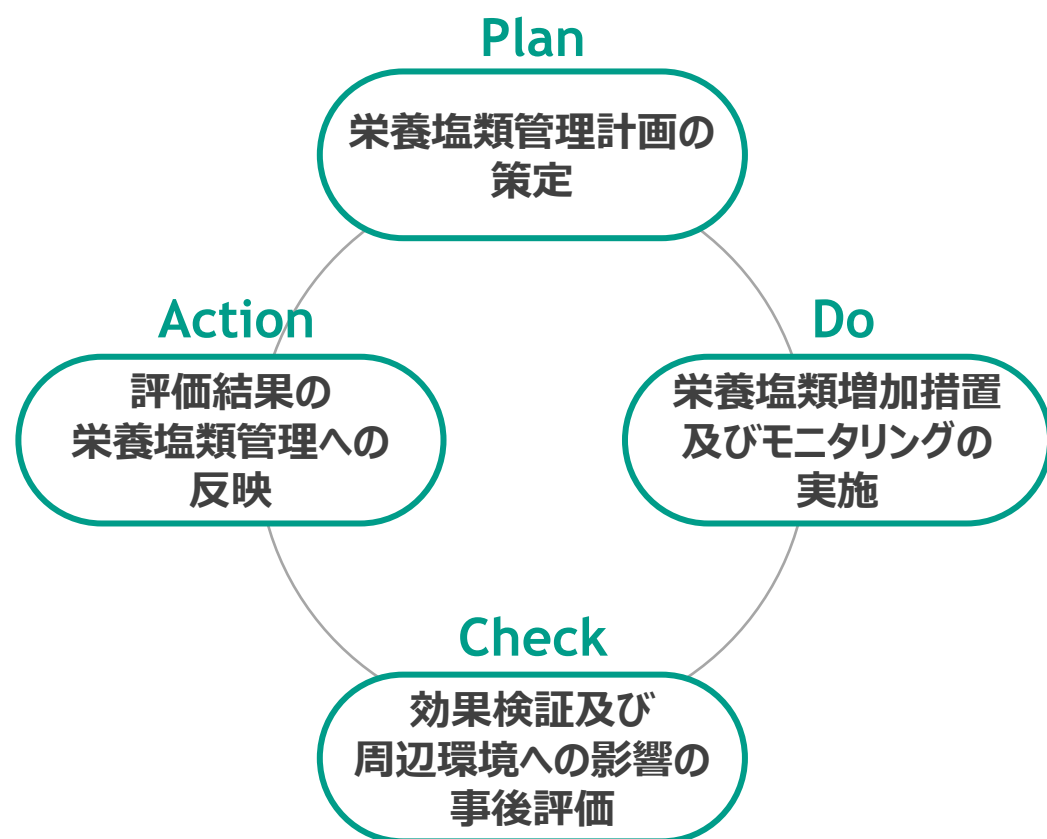
内海であるため沿岸域での取組が特に重要な瀬戸内海において海洋プラごみ等の発生抑制対策を国と地方公共団体の責務に

- 瀬戸内海においては、海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の大半が沿岸域からの排出とされており、沿岸域での対策が進めば、状況が大幅に改善する可能性があります。
- このため、国と地方公共団体が連携し、海洋プラスチックごみ等の除去・発生抑制等の対策を行うことで、地域をあげて生態系を含む海洋環境の回復に貢献します。

・関係14府県と連携して瀬戸プラネットを立ち上げ。

- 生物の多様性や生産性の観点の確保に支障が生じているおそれのある特定の海域において、**水質の保全と両立を図れる**等ができる場合、栄養塩類の増加措置を可能とするものである。
- 栄養塩類の増加措置を実施する場合には、関係府県が策定する**栄養塩類管理計画**に基づき、周辺環境の保全上の支障を生じさせることなく効果的かつ機動的に行えるよう、**順応的な栄養塩類管理***を実施

*目標を設定し、モニタリングと並行しながら、人為的に管理し得る範囲において 手法を実施し、その後、モニタリング結果に基づく検証・学習によって随時手法の変更を加え、目標を達成していくという順応的な考え方に基づく栄養塩類の管理



- 周辺環境の保全との調和・両立を図るため、以下の手続を規定。
 - ✓ 水質の目標値は**水質環境基準の範囲内**において策定
 - ✓ 計画策定時に**栄養塩類供給が環境に及ぼす影響に係る調査・予測・評価を実施**
 - ✓ 環境保全上関係のある他の自治体、環境大臣等の**関係者への意見聴取、協議等を実施**
 - ✓ **定期的に水質の状況を調査・分析・評価**し、随時、**必要な計画の見直しを実施**
- 栄養塩類管理計画に記載された工場又は事業場について、**以下の特例を新設し、海域ごと、季節ごとのきめ細やかな管理を可能**にする。
 - ✓ 水質汚濁防止法に規定する総量規制基準の適用を除外
 - ✓ 特定施設の構造等の変更許可手続を緩和

兵庫県栄養塩類管理計画の策定（令和4年10月）

- 瀬戸内海の関係府県市に先駆け、令和4年10月に兵庫県が栄養塩類管理計画を策定。
- 民間工場5カ所、下水処理場28カ所において栄養塩類増加措置を実施。

計画概要

- **対象物質** 全窒素、全りん
- **水質目標値** 県条例下限値～環境基準値

水域 類型	全窒素 (mg/L)		全りん (mg/L)	
	条例下限値	環境基準値	条例下限値	環境基準値
Ⅱ	0.2	0.3	0.02	0.03
Ⅲ	0.2	0.6	0.02	0.05

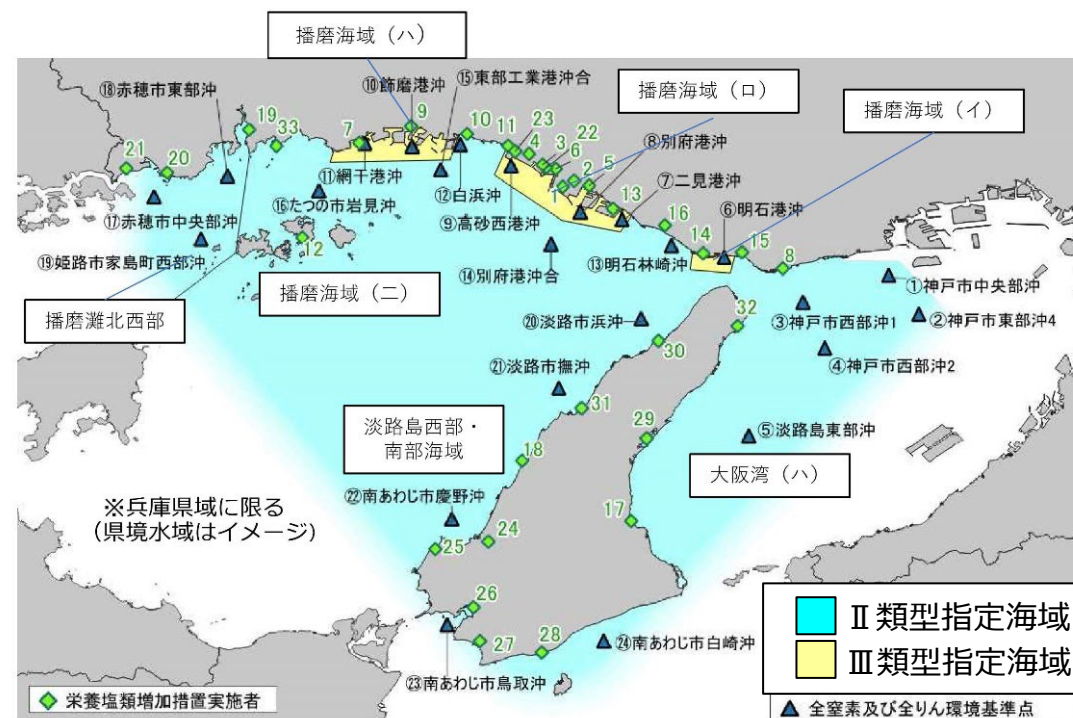
● 栄養塩類増加措置実施者

民間工場 (5箇所)	(株)神戸製鋼所、関西熱化学(株)、 (株)カネカ、サントリープロダクツ(株)、多 木化学(株)
下水 処理場 (28箇所)	加古川下水浄化センター、揖保川浄化 センター、垂水処理場、中部析水苑、明 石二見浄化センター 他23箇所

● 対象海域

漁業利用があり、全窒素濃度が県条例に基づく
下限値を下回るおそれのある海域に設定

大阪湾（ハ）、播磨海域（イ～ニ）、
播磨灘北西部、淡路島西部・南部 海域



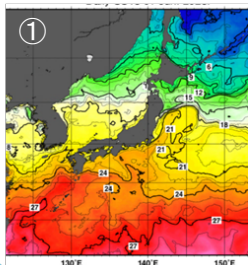
水産資源に影響を与える環境要因について

- 瀬戸内海の一部海域において栄養塩類の不足が指摘され、令和3年に瀬戸内海環境特別措置法を改正し、**地域ニーズに応じた栄養塩類の供給**が可能となった。
- 改正から数年経過し、栄養塩類供給の影響を現場で検証した結果、以下のような知見が明らかになってきた。
 - 栄養塩類の不足は水産資源の減少の一要因であるが、**それだけですべての現象を説明することは出来ない。**
 - 閉鎖性海域の環境は気候変動による海水温上昇、埋め立て等による生物の生息場の喪失、赤潮や貧酸素水塊の発生等の**様々な要因が複合的に影響した結果**と考えられる。

影響因子

特定非営利活動法人瀬戸内海研究会議
『「きれいで豊かな瀬戸内海」の実現を目指して
ー瀬戸内海の現状と未来のに向けての提言ー』
(2024年7月) (一部抜粋)

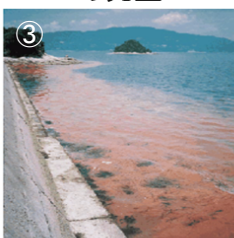
気候変動に伴う
水温上昇



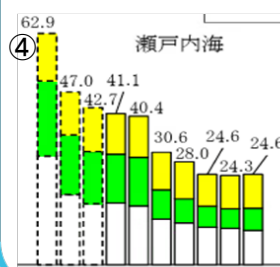
藻場・干潟（生息場）
の喪失



赤潮や貧酸素水塊
の発生



栄養塩類の不足



因果関係

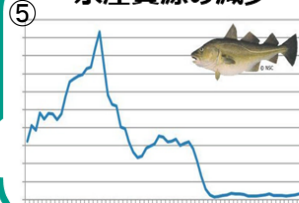
$$ax + by + cz + dw + \dots$$

結果

水産資源は複数の影響因子による
複雑な因果関係の結果と考えられる

(魚類や水生生物の種類により影響の出方は異なる)

水産資源の減少



教科書的には、「栄養塩濃度低下→植物プランクトン生物量の減少・基礎生産量低下→動物プランクトン生物量の減少→魚介類の生物量の減少」のシナリオは理解しやすい。しかしながら、**実際の沿岸域で起こっている現象がそう単純ではないことも少しずつ分かってきた。**(中略) **栄養塩不足と同時に、干潟・藻場といった浅場の減少、地球温暖化（海水温上昇）、漁獲圧の影響についても同時に検討しなくてはならない。**

水質汚濁に影響を与える要因について

- 閉鎖性海域における水質汚濁には様々な要因が影響している。
- 主な要因として、陸域負荷、内部生産、底泥からの溶出、外海水、難分解性有機物、藻場・干潟、気候変動等が挙げられる。



陸域負荷

陸域で発生する汚濁負荷が河川等を通じて海域に流入することで、海域の水質濃度に一定の影響を及ぼす。陸域負荷の削減は、海域の水質濃度の低下、底層DOの上昇をもたらす。下水道整備等の排水処理の高度化による陸域からの相対的な難分解性有機物の増加が示唆されている。

内部生産

植物プランクトンの光合成によって有機物が生産される現象。陸域負荷削減は海域の内部生産を抑制し、CODを低下させる。

底泥からの溶出

植物プランクトン等が海底に沈降・堆積し、底生生物や微生物により分解され、窒素・りん等が溶出する。海域ごとに影響の強さが異なる。

外海水

外海水の流入が水質濃度に一定の影響を及ぼしていると考えられており、近年、外海からの難分解性CODの流入が指摘されている。

藻場・干潟

多様な生物の生息・生育場であるとともに、水質浄化機能も有する。藻場・干潟の減少が底層の貧酸素化や地盤の不安定化をもたらす。

気候変動

降水量等の変化による土砂流出量の増加に伴う、河川を通じた水質への影響や、水温上昇に伴うDOの低下等が想定される

今後の里海づくりのあり方に関する提言（概要版）

（2025年3月 今後の里海づくりのあり方検討会）

＜里海を取り巻く経緯と課題＞ ※里海：人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域

- ◆ 高度経済成長期に、開発による**自然環境の劣化や消失、汚濁負荷の増大、水質の悪化**
- ◆ 水質保全を目的とした**排水規制等の施策**による水質の改善を経て**豊かな海（里海）づくりへ**
- ◆ 令和4年度から**令和の里海づくりモデル事業**により、現状の把握や課題、事例の収集と地域支援を実施
- ◆ 社会構造や価値観の変化、気候変動、場の消失等を踏まえた複数施策への**統合的アプローチ**の必要性

これらの状況を踏まえ**環境省が取り組むべき「今後の里海づくりのあり方」**を検討

環境省が目指すべき「里海づくり」の理念と指針

- 1) 良好な海域環境の**保全・再生・創出**
- 2) 地域資源の適切な**利活用による保全と好循環の形成**
- 3) 地域の歴史、伝統、文化等や自主性を重んじた**多様な主体の参加と連携**

提言1：良好な里海の保全・再生・創出

- ・ 良好な海洋環境の「保全」、劣化した場の「再生」、失われた場の「創出」
- ・ 森里川海の連環
- ・ 科学技術的、社会経済的にも実現可能かつ具体的、定量的な目標設定
- ・ 自然の変動やかく乱を受けても自律的に回復、存続できる
- ・ 海域環境や生態学に関する調査とモニタリング、アセスメントによる評価と順応的管理
- ・ 沿岸域の地域づくりの一環として取り組む
- ・ ウェルビーイング/高い生活の質にも貢献
- ・ 研究分野の進展と成果の実装

提言2：里海における資源の利活用と好循環の形成

- ・ 一般の市民が日々の生活のなかで里海づくりに触れ、参加できる機会を通じた生活での利活用
- ・ 地域や国内外を問わずレクリエーション、アクティビティ等の観光での利活用
- ・ 地域の歴史や伝統文化に配慮した農林漁業での利活用
- ・ 海洋リテラシーの充実をはかる海洋教育の実践を通じた海洋教育での利活用

提言3：地域の自主性を重んじた多様な主体の参加と連携

- ・ 多様な主体者との連携のためのネットワークの構築と支援
- ・ 関係省庁、関係団体とのシナジー発揮、連携の強化

モデル構築による地域の取組支援のみでなく、科学的知見の充実、情報共有の場づくりなどを通じて、
戦略的に「令和の里海づくり」を推進

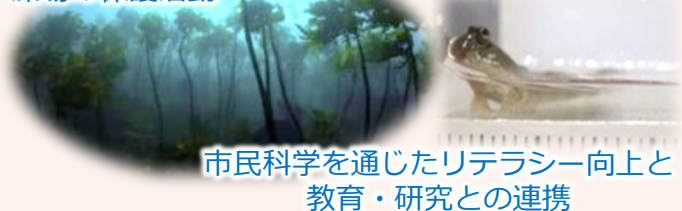
令和7年度戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業



- 藻場・干潟の保全・再生・創出と地域資源の利活用による好循環、さらに多様な主体者との連携を実行する「令和の里海づくり」を実現するための支援事業を実施。

藻場・干潟の 保全・再生・創出

藻場の保護活動



市民科学を通じたりテラシー向上と
教育・研究との連携

地域資源の利活用 による好循環



未利用・低利用魚を
使ったメニュー開発

環境に配慮した持続可能な
観光商材の開発



多様な主体の連携



海に親しむ学びに始まる
海洋教育の実践

地域内外の関係者と連携



令和7年度『戦略的「令和の里海づくり」 基盤構築支援事業』取組地域



戦略的「令和の里海づくり」に向けた支援

伊勢志摩国立公園は、民有地が96%以上。
人と自然の関わりを知ることができる世界的にも珍しい国立公園です。

日本の里海

～三重県鳥羽市における地域資源としての
自然環境・共生文化・生物多様性利活用モデル実証事業～

国立大学法人三重大学・一般社団法人相差海女文化運営協議会（相差DMO）・
鳥羽商工会議所・鳥羽市・漁業と観光の連携促進協議会・鳥羽市教育委員会・
菅島の未来を考える会・鳥羽市水産研究所・鳥羽市立海の博物館



科学的な調査やモニタリングを実施・継続
科学的知見の集積と鳥羽市RDBの更新

活用

縄文時代から続く海と人の暮らしと関わり
海女文化と観光の漁観連携

海に親しむ学びに始まる海洋教育
学習の系統化と海洋人材育成

「良好な環境」の創出

- 「良好な環境」の創出と持続可能な利用を促進
- 国民のウェルビーイングや地域の魅力度の向上、持続可能な観光等の地域活性化、ネイチャーポジティブやOECD※への貢献により、持続可能な社会を構築。

※保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

・豊かな水辺や星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全により、住民のwell-being向上と観光等の地域活性化を実現するモデルを構築



豊かな水辺の活用



星空観察を通じた星空の保護



水路のせせらぎの音



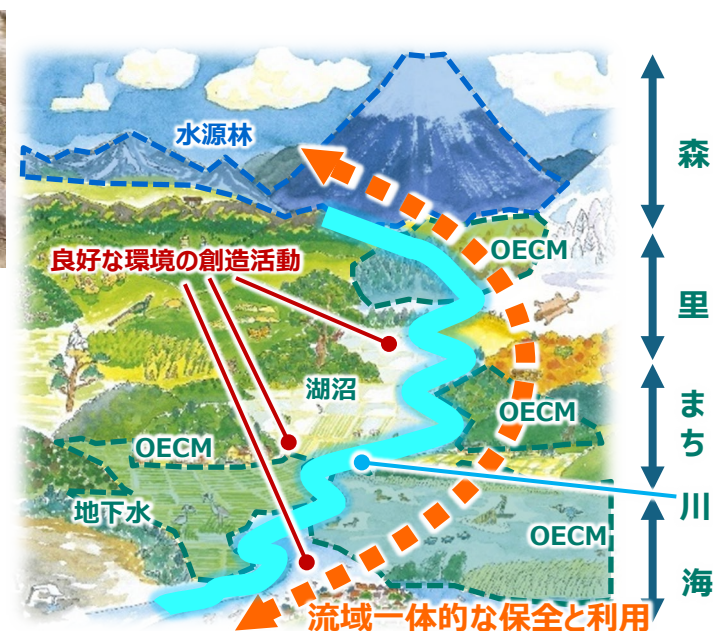
山々にこだまする鐘の音



ホテルの里の水辺保全



ラベンダー香る並木道



・水道水源となる森や川から、里・まち・海に至るまで、OECDも活用した保全と利用の取組を支援・連結し、流域一体的なモデルを構築

地方創生等の政府計画等における位置づけ

地方創生2.0基本構想

★地方ならではの豊かな水辺の環境など

(2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生

多様な食や伝統産業、自然環境や文化芸術の豊かさといったそれぞれの地域のポテンシャルを最大限に活かすため、様々な「新結合」を全国各地で生み出すことにより、地方経済に活力を創出し、我が国の潜在的な成長力を引き出していく「地方イノベーション創生構想」を実現する。

- 今後、地方において更なる需要の減少が懸念される中、地方そして日本全体が豊かになるためには、特に地方のサービス産業の生産性を向上させていくことが必要である。地域資源やサービスの高付加価値化により、拡大するインバウンドの需要を最大限取り込むことに加え地域外、特に海外に高く販売することなどを通じ、地方が「稼ぐ」力を高めることが必要。

- 地方イノベーション創生構想の実現に向け、

① 地域資源を最大限活用した高付加価値化を図る「**施策の新結合**」

② 地域内外の様々な関係者が連携・協働する「**主体の新結合**」

③ 地域の若者・女性などの活躍促進に加え、地域外の新たな人材を呼び込む「**人材の新結合**」に取り組む。

★「新結合」が期待される施策・先行地域に
里海・観光モデル事業選定地域を登録済み

「地方創生2.0基本構想」政策パッケージ

（豊かな自然環境・自然景観）

ネイチャーポジティブの取組を進めるため、自然共生サイトや里海づくり等による自然資源の価値向上や、有機農業など環境と調和した農林水産業による付加価値創出、グリーンインフラの活用促進等の取組を通じて、地域の自然資源の豊かさと地域の価値を相互に高め合う「自然資本を核としたネイチャーポジティブな地域づくり」を、関係府省庁、地方公共団体、民間企業等のネットワークを構築し、分野間の連携を図りながら総合的に進めていく。

「地方創生2.0基本構想」施策集

（豊かな水環境の保全と活用による地域活性化）

豊かな水辺等の良好な水環境の保全と活用により、観光や地場産業の振興、藻場・干潟の保全と地域資源を活用する里海づくりを促進し、生物多様性や景観など多面的な観点で「良好な水環境の創出」を推進する。また、水辺の環境活動プラットフォームにより、関係者のつながりを促すことで、「良好な水環境の創出」による地域住民のウェルビーイングや地域の魅力向上を実現する。

経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（4）戦略的な社会資本整備の推進

（持続可能な土地及び水資源の利用・管理）

健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効利用を進めるとともに、流域治水に加え、発電等の水利用や流域環境の保全・創出に関係者が協働して取り組む流域総合水管理を推進する。**生物多様性や景観など多面的な観点で良好な水環境の創出を推進する。**

令和7年度良好な環境の創出・活用を推進するモデル事業等の概要



■ 令和6年度

良好な環境創出活動推進
モデル事業

「令和の里海づくり」
モデル事業

■ 令和7年度から

淡水エリアにおける
保全と利活用

良好な**水環境**保全・活用
モデル事業

沿岸エリア(里海)における
保全と利活用

戦略的「令和の里海づくり」
基盤構築支援事業

良好な環境を生かした
インバウンド**観光**地域づくり

良好な環境を活用した
観光モデル事業

保全・活用

活用

国民のウェルビーイングや地域の魅力度・活力を向上させる

望ましい水環境・水循環等を実現

(参考) 良好な水環境保全・活用モデル事業

- 水環境の保全と活用により、豊かな水辺等の「良好な環境」を活かした 水辺の価値向上、地場産業の振興等の地域活性化に繋げていくためのモデル事業を実施。

水辺の価値向上



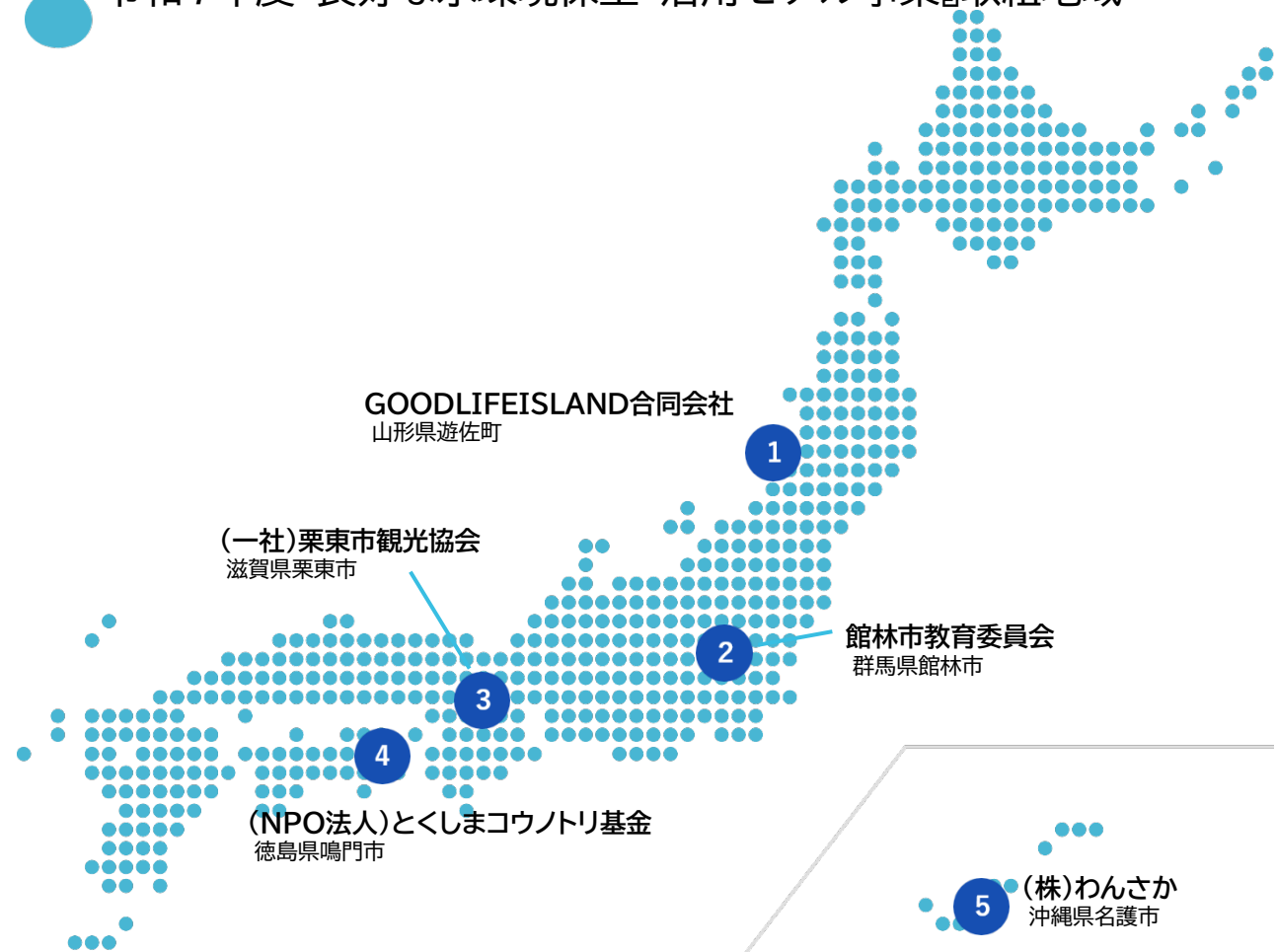
希少種のため池の水で育てた
ネイチャーポジティブ米

地場産業の振興



きれいで豊かな湧水を活用
したイワナの養殖事業

令和7年度『良好な水環境保全・活用モデル事業』取組地域



(参考)良好な環境を活用した観光モデル事業

～五感で感じる自然環境を活かした地方観光の活性化～

○五感で感じる水や音、かおり等の良好な環境(自然共生サイト、ラムサール条約湿地等を含む)は、歴史・文化等の主要な構成要素であり、日本独自のもの。
これら資源の活用・磨き上げ(戦略検討、多言語化、ツアー造成等)により、インバウンド誘客を促進し、ウェルビーイングな観光地域づくりを達成するためのモデル事業を実施。

【五感で感じる日本独自の「良好な環境」】



名水



音風景



かおり風景

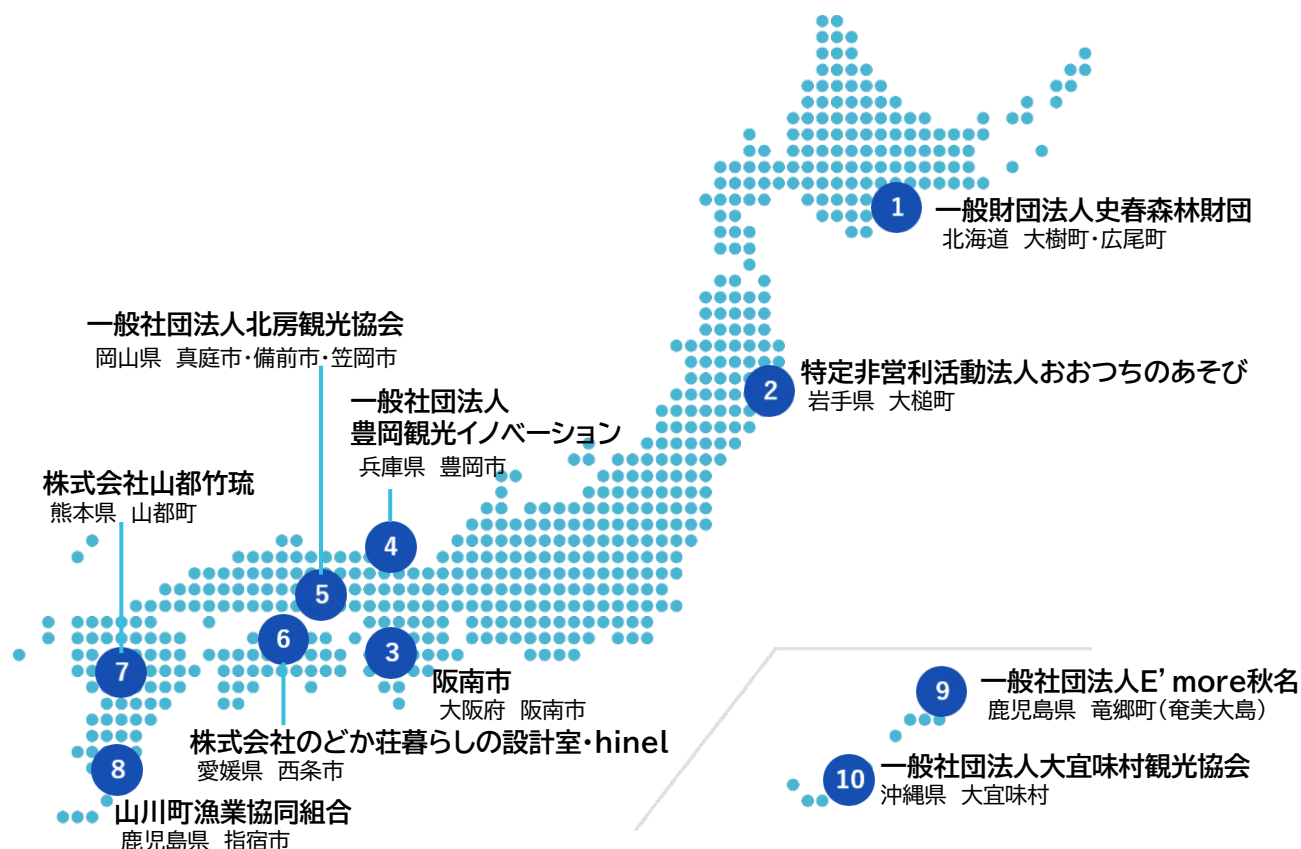


自然共生サイト

インバウンド誘客に資する磨き上げ
により、保全と活用が好循環する
ウェルビーイングな観光地域づくりを達成



令和7年度『良好な環境を活用した観光モデル事業』取組地域



水辺・海辺について、これまでの「保全」に加え、「活用」の観点も重視した新たな取組を進めています



PF会員の構成と会員メニュー

会員	行政、企業、団体、個人
会員メニュー	会員の基本情報の登録及び掲載
	良好な水環境等の保全・活用に関する取組の登録及び掲載
	会員主催イベント情報の登録及び掲載
	交流掲示板の登録及び掲載
	メールマガジンによるプラットフォーム活動等の情報受信等※

募集します

支援します

※個人会員はメルマガ受信のみ

★*プラットフォームでできること・・・

1 情報収集 情報交流

地域の関係者の
つながり促進



～地域の水辺・海辺・緑地・生きものの保全活動や、水辺を活用した取組をされている方、これから取り組んでいきたい方など、ぜひ会員登録・取組投稿をお願いします～

2 地域の水環境保全・活用の取組を閲覧できます

ウェブサイトコンテンツ

良好な環境を活かした地域づくり

水環境の保全と活用に関する活動を案内

- 名水づくり
- 里海づくり
- 観光地域づくり



身近な水辺の調査

多面的な水環境モニタリング活動を案内

- 全国水生生物調査
- 水辺のすこやかさ調査(みずしるべ)



● PF会員登録はこちらから

水辺の環境活動プラットフォームウェブサイト：<https://policies.env.go.jp/water/waterside-environment/>

水辺の環境活動プラットフォーム事務局 info@mizubekankyo.env.go.jp

